



私たちの いしおか市議会

住民基本台帳カードでも
自動交付機で住民票などの

取得が可能に

3ページ

合併特例債活用事業
駅前・東ノ辻線の

路線案

可決

4ページ

耐震化 統廃合
小中学校施設の

6～11ページ

知!!
そこが
知りたい
いっぱいしつもん

般質問

12～24ページ 議員13人が登壇

その他の記事

市政治倫理条例の対象 新たに副市長と教育長を追加
教育委員会委員など人事案件を議決

請願・陳情の概要と審査結果

議案の概要と審査結果

議会ア・ラ・カルト

第4回定例会

上下水道
使用料の
**納付が
元化**

湖北水道企業団の給水区域で

2～3ページ

第13号

ぎかい
広報紙

平成20年3月1日発行

表紙写真：まち蔵 監の雛人形

湖北水道企業団の給水区域で

上下水道 使用料の納付が一元化に



今年四月から、湖北水道企業団（※1）の給水区域で、水道料金と公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料（以下「下水道使用料等」）の納付が一元化されることになりました。

量を水道の使用水量とするこ
とになっていきます。このため、
湖北水道企業団の給水区域で
は、市が企業団に各使用者の
水道使用量を確認し、その後、
市と企業団が別々に料金を請
求する形になっていました。

率化し、かつ、市民の利便性
向上を図るため、市は下水道
使用料等の徴収を、湖北水道
企業団が処理する事務に加え
る（つまり、上下水道使用料
の徴収を一元化する）議案を
議会へ提出したのです。

議会は、本会議と都市建設



▲ 湖北水道企業団（田島2）

石岡市の湖北水道企業団給水区域



湖北水道企業団を通じたこ
の民間委託により、市が支払
うことになる負担金は年間約
二千八百万円とのことですが、市の説明では、下水道使
用料等の収納率向上（九十四
割から九十九割へ）が期待で
きることから約二千万円の増
収が見込め、かつ、市の徴収
事務にかかっていた経費約一
千百万円が節減できるため、
損益的には利益が出るとのこ
とでした。

委員会では、この議案に関
連して八郷地区における上下



※1 湖北水道企業団は、旧
石岡市と旧玉里村が共同で水
道事業を行うため、昭和
三十九年に設立した組織で
す。平成の市町村合併後も、
旧石岡市域の多くと小美玉市
の玉里区域に給水事業を行っ
ています。会計は独立採算方
式が原則ですが、設備の改修
など多額の支出を要する場合
などは、構成市（石岡市・小
美玉市）が出資金を支出する
こともあります。

旧八郷区域の下水道使用料（月額）

基本料金	人員割料金
1世帯につき2,520円	世帯員1人につき420円
1事業所につき3,360円	従業員1人につき420円

※事業所とは、主たる用途が住居以外の併用住宅、
集会施設、事務所等をいいます。

※2 八郷地区の下水道使用
料等は、石岡地区と異なり、
左記のような料金体系になっ
ています。

★★★

議会からの ご注意!!

右にお伝えしたように、市は4月1日から下水道使用料等の徴収を、湖北水道企業団を通じて民間（第一環境株）に委託することになりました。

これと同時に、湖北水道企業団は水道メーターの検針業務、水道の使用開始・中止に伴う現地での開閉栓業務なども一括して同社へ委託します。

このことは市報などでもお伝えしているところですが、委託先である第一環境(株)の職員は、湖北水道企業団が発行する上のような身分証明書を必ず携帯しています。

ご不審な点がある場合には、身分証明書の提示を求めるか、湖北水道企業団お客様サービスセンター（☎ 24-5558）までお問い合わせください。

▼身分証明書



水道使用料の徴収一元化に関する質疑があり、市当局は「八郷地区では水道の使用水量を下水道使用料等に反映させていない（※2）ため現時点での一元化は困難だが、将来的にはそのような方向で考えるべきだと思う」との答弁がなされました。

これら審査の後、議会はこの議案を全会一致で可決し、冒頭に述べたように今年四月からの上下水道使用料の納付一元化が実現することになりました。また同時に、これまで

で公共下水道使用料の納付だけが可能だったコンビニエンス・ストアからの納付が、水道料金、農業集落排水処理施設使用料（いずれも湖北水道企業団の給水区域内のみ）についてもできるようになりました。

今後、議会では、下水道使用料等の収納率が市の説明どおりに向上するかどうか、市から下水道使用料等の徴収事務がなくなったことによって、そのほかの事務の充実は図れているか等をチェックしていく考えです。

これにより、三月一日からは住基カードでも市民カード同様、自動交付機で住民票や印鑑証明などが取得できるようになります。

- ① 印鑑登録証として利用できる機能
- ② 市民カードとして利用できる機能



3月1日から

住民基本台帳カードでも 自動交付機で 住民票などの取得が可能に



平成十五年から発行が開始されている住民基本台帳カード（住基カード）について、市は新たに、次の二項目の機能を追加しようとする条例制定案を議会へ提出しました。

- ① 印鑑登録証として利用できる機能
- ② 市民カードとして利用できる機能

議会では、「住基カードの発行を受けるには手数料が五百円かかるが、市民カードなら無料。市は今後、市民カードを廃止してしまうのか」との質疑が行われ、市当局は「市民カードは現在までに約五万三千枚発行しており、市民生活になくてはならないものになっている」として、住基カードと市民カードを併用していく方針を明らかにしました。また市当局は、「今後も住基カードで利用できる領域の拡大を検討し、発行枚数の増加を図って行きたい」と述べました。

●自動交付機の設置場所

- ・市庁舎
- ・八郷総合支所
- ・まちかど情報センター
- ・東地区公民館
- ・城南地区公民館

市政倫理条例の対象 新たに副市長と 教育長を追加

当市の政治倫理条例は、これまで選挙で選出される市長と市議会議員を対象としていました。しかしこの度、市はこれに副市長と教育長を加えようとする条例改正案を議会へ提出し、議会はこれを全会一致で可決しました。

当市の政治倫理条例は、「政治倫理基準」として対象者に責務の自覚、人格と倫理の向上を求めているほか、「市の工事等の契約に関する遵守事項」として、本人とその二親等以内の親族、または同居の親族が役員をしている企業、または本人が実質的に経営に携わる企業は、市が行う工事等の請負契約・下請工事・業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めることを求めています。なお、「実質的に経営に携わる企業」とは、本人が資本金等の三分の一以上を出資している企業、本人が年額三百万円以上の報酬を受領している企業、本人が経営方針に関与している企業をいいます。

駅前・東ノ辻線の路線案を可決

石岡駅東口から石岡・筑西線へと至る駅前・東ノ辻線は、昭和六十年に都市計画決定した後、駅東土地区画整理事業の中で整備を進め、現在は駅東口から約三百メートルの区間が完成しています。

市は過日、残りの約一千二百メートルを合併特例債活用事業として整備する方針を明らかにしていましたが、このたび、その路線の変更（現在完成している駅東口から市庁舎前の市道までの区間を、駅東口から石岡・筑西線までの区間へと変更）を求める議案を議会へ提出しました。

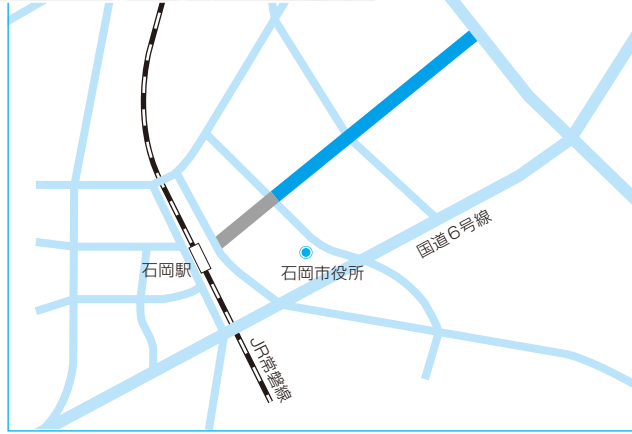
市は現在、経費節減のため

に残り一千二百メートル区間の道路幅を片側二車線（幅二十五メートル）から一車線（幅十七メートル）とする都市計画の変更手続きを行っています。協議もこれに従い、延長区間の道路幅は十七メートルとなっています。

市がこれまでに説明してきたところによると、この道路整備に伴って移転を願わなければならない住宅は約四十戸と見込まれており、合併特例債が活用できる期限（平成二十七年）までに整備できるかどうか大きな鍵となります。

市は「今年五月頃から地元説明会に入りたい」との考えですが、住宅等の移転交渉は難航することが予想されるため、早期の着手が求められます。

議会はこの議案を全会一致で可決しましたが、今後も引き続き、委員会を中心に事業の進み具合をチェックしていきます。



▲既に完成した区間（写真）と計画路線（灰色は完成区間、青色が延長区間）。

教育委員会委員など

人事案件を議決

第四回定例会に市長から提出された人事関係の議案は、次三件でした。議会は、いずれの議案も全会一致で「同意」または「適任」と決めています。

人権擁護委員	公平委員会委員	教育委員会委員
 綿引美恵子氏	 櫻井幸雄氏	 柏木史彦氏
平成二年に学習塾を開設。人権擁護委員は平成十七年から務めておられる。片野在住。	昭和四十一年から小幡郵便局に勤務。昭和五十七年に同郵便局長に就任され、平成十八年に退職された。小幡在住。	平成七年に柏木医院院長に。平成十四年からは石岡市医師会の副会長。教育委員会委員は平成十五年から務めておられる。府中三丁目在住。



市職員の給与条例の改正に関連し

総務企画委員会が



附帯決議

第四回定例会に、市長から市職員の給与条例改正案が提出されました。

これは、国家公務員の給与が人事院勧告に伴って改正されたため、これに準じて市職員の給与の改正をしようとするもので、内容は次のとおりでした。

- ① 職員の給料月額を若年層に限定し、平均で約〇・〇八割引き上げること。
- ② 子等の扶養手当の額を「六千円」から「六千五百円」に引き上げること。
- ③ 勤勉手当の支給月額を〇・〇五月引き上げ、年間の勤勉手当支給月数を一・五月とすること。

この議案を、議会は総務企画委員会へ審査を付託しました。委員会においては、「報道によると、人事院勧告に従わない自治体もあるようだが、当市の考えはどうか」との質疑がありましたが、市当局は「現在、給与体系が国の制度に則っていない自治体もあり、『人事院勧告に従って引き上げを行う場合には、これを改善した上で実施された

い」という指導はあった」との報告をし、市の考えについての明言は避けました。

また、「当市職員の給与は、数年前まで県内各市の中でも最低水準だったが、現在はどうなっているのか」との質疑に対しては、「合併時に調整等を行ったことにより、ラスパイレース指数で見ると、県内三十二市中、上から十一番目程度の水準である」との説明がありました。

委員会は、これら質疑応答ののちに採決を行い、この条例改正案を全会一致で可決しましたが、委員から次のような附帯決議を行うべきとの提議がなされました。

附帯決議(案)

少子高齢・人口減少時代にあって、市民の価値観や行政需要がめまぐるしく変化する社会情勢と、地方独自の政策能力が問われる分権時代の到来は、まさに既存の制度や枠組みのなかで、従来どおりの業務を執行することは困難となってきたっており、「市役所自体の変革」が求められるといった非常に重大な時期にさしかかっている。

かかっている。

そのような状況のもと「新石岡市」は、本年四月から目標管理型の第一次総合計画をスタートさせたところである。また、同時に健全財政確立のため、今年度から導入された行政評価をもとに行財政改革を強力に断行し、限られた資源を効率的かつ効果的に市民サービスに還元するといった「量から質へ」といった行政経営の推進が求められている。

その実現のためには、職員の意識改革と能力の向上が最も重要である。このことは、ひいては、市民サービスの向上に繋がるものである。

また、その実現のためには、職員がビジョン・目標を共有し、主体的にチャレンジを行い、その結果を公正に評価・処遇されることによって、組織に対する帰属意識とさらに高いビジョン・目標にチャレンジするといった「やる気」を導き出す仕組みづくりが必要である。

よって、当委員会は、職員の意識改革と能力向上のため、次の視点からの研修の実施を強く求めるものである。

- 1 行政経営能力の向上
- 2 政策形成能力の向上
- 3 業務構築・執行能力の向上
- 4 業務処理能力の向上

また、同時に職員の「やる気」が発揮できるような職場環境の整備を、次の視点から組織全体として構築すること強く要望するものである。

- 1 職員を育てる職場環境の構築
- 2 職員を育てる人事管理の構築
- 3 職員を育てる業務の進め方
- 4 適正な人事評価の構築及び処遇
- 5 女性の管理職への登用
- 6 目標管理制度の導入

以上によって、職員が自ら考え、問題意識を持ち、責任を持って市民サービスを実行することが期待できるものである。

総務企画委員会はこの附帯決議案を全会一致で可決し、その後の本会議は、給与条例改正案を委員長報告のとおり原案可決と決しました。

いったい
どうする!?

耐震化



統廃合

いったい
どうなる!?

小中学校施設の

それから

学校施設整備計画検討委員会の報告と、
よりよい学校配置の実現に向けて

本紙第十一号では、石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会の答申書を中心に、学校施設の「これから」についてお知らせしました。

今号では、第十一号以降の、新たに出了された学校施設整備計画検討委員会の報告書の内容、そして第四回定例会（昨年十二月）時点での市当局の考え等についてお知らせします。

石岡市立小・中学校 適正配置等検討委員会 の答申

第十一号でお伝えしたとおり、石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会は、その答申書で小学校の適正規模を一学年二・三学級（全学年で十二・十八学級）、長期的視野に立った適正配置を市内に八・十校（現在は十九校）とし、中学校については、適正規模を一学年四・六学級（全学年で十二・十八学級）、長期的視野に立った適正配置を

市内に四校（現在は八校）としました。また、学校施設の建て替えについては「合併特例債事業、耐震化優先度調査、適正配置、社会状況等を考慮し、この十年間で少なくとも三校の学校建設が望ましい」とし、統廃合については「中学校の統廃合は、敷地の確保などを考慮し、小学校より優先させるものとする。小学校は、地域に根ざし歴史伝統と密着していることを考慮すると、住民から統廃合への要望が自主的に醸成されるのが望ましい」と述べました。

また、学校統廃合についての「将来のガイドライン」として、小学校については「校舎が築四十年以内の学校は、一学年十人以下または複式学級ができる年度に統合の対象とする。また、校舎が築四十年を経過し校舎を改築（いわゆる建て替え。以下同じ）する学校は、一学年が一学級になる場合に統合の対象とする。ただし、現在の校舎等に耐震の問題がある学校は、改築または補強を優先する」、中学校については「校舎が築四十年以内の学校は、一学年一学級の学年ができる年度に

統合の対象とする。また、校舎が築四十年を経過し校舎を改築する学校は、一学年が二学級になる場合に統合の対象とする」と述べていました。

減少する児童・生徒数と 学校施設整備に要する 経費

当市の場合、昭和四十年度に一万二千六百一十一人いた児童・生徒数は、平成十七年度に七千二百五十一人に減少し、十年後には六千人を割ると予測されています。

当然、市内の各学校はいず

石岡市の出生数等の推移

	出生数	普通出生率 (市内)	普通出生率 (全国)
昭和45年	1,098	16.4	—
昭和50年	1,154	16.2	17.1
昭和55年	1,058	13.9	13.6
昭和60年	947	12.1	11.9
平成 2年	786	9.8	10.0
平成 7年	766	9.2	9.6
平成12年	770	9.2	9.5
平成17年	646	7.9	8.4

※普通出生率は、人口1,000人当たりの年間出生数

れも小規模化しており、現在、十二学級未満の小学校は市内十九校中十三校、中学校は八校中六校となっています（次ページの表参照）。さらに、一学級あたりの児童・生徒数も、平均で小学校二十三人、中学校三十二人となっています。

一方、多くの学校校舎は老朽化し、耐震性に問題が生じつつあります。しかし、学校建物の耐震化（改築・耐震補強など）には莫大な予算を要し、改築の場合はもちろんのこと（直近の府中学校改築の工事費は、約八億四千万円）、耐震補強でも一校一億円に達する場合もあるといわれます。

国などから補助を受けるとしても、短期間で多くの市内小中学校の改築・耐震化を行うことは（長期間にわたると、老朽化はさらに進んでしまいます）、市の財政状況から見て実施不可能と言って過言ではありません。

市内二十七校の小中学校のうち二十校（五十八棟）が現行の新耐震基準（※11ページの文末参照）に基づいていないこと、児童・生徒数の減少とそれに伴う学級数の減、改築・

耐震補強に要する一校あたりの経費、そして当市の財政状況を考え合わせれば、学校の統廃合が不可避であることは明白です。

学校施設整備計画検討 委員会の報告書

昨年十月十日、学校施設整備計画検討委員会は教育委員長に報告書を提出しました。

この委員会は市関係部局の課長等で構成された組織で、石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会の答申を受けた教育委員会が昨年六月に設置し、学校施設整備計画の策定を求めているものです。

学校施設整備計画検討委員会は全五回の会議を開いて検討を行い、次のような結論を導き出しました。

●結論

(1) 合併特例債対象事業
合併特例債対象事業としての校舎改築は、①東小学校、②柿岡中学校の順で、期限内に整備します。

(2) 耐震化工事

耐震化工事は、対設計強度比率を基準に対象とすべき校

舎等を決定し、耐震診断優先順位一覧に基づき順次耐震診断を行い、耐震化工事を進めます。

(3) 統廃合

小中学校の良好な教育環境を確保し、少子化や耐震化などに対応するため統廃合を進める必要があります。

まず注目すべきは(1)で、

北小学校は改築から 耐震工事に変更？

合併当初から東小学校、柿岡中学校とともに合併特例債を活用して改築予定だった北小学校にはまったく触れていません。なぜ(1)は北小学校に触れていないのでしょうか。

その理由は、「結論」に至

る以前の「合併特例債対象校の取扱い」を読む必要があります。

合併特例債対象校の取扱い

① 東小学校

東小学校は、今後とも児童数等現状を維持することが見込まれることから、単独で整備が可能であるため、平成二十年度から着手し、平成

二十三年度までの四か年で整備を図ります。

② 北小学校

北小学校は老朽化による改築ではなく、耐震性に問題がある校舎として、基本的には耐震工事により対応すべきものと考えます。

しかし、学校の良好な教育環境を確保し、少子化や耐震化などに対応するため関係者

市内小中学校の学級数と校舎の建築年度等

文部科学省の資料によれば、建築後30年を経過した建物は「構造力の低下などにより、改築(いわゆる建て替え)が必要」とされ、建築後20～29年を経過した建物は、「老朽化などにより大規模な補強改修が必要」とされています。

これに照らすと、19年度現在で中学校3校、小学校8校の改築が必要となり、大規模な補強改修も中学校2校、小学校9校に対して行う必要があります。

しかし、これを完全に実施するとすれば数十億円の経費を要することになり、今の石岡市が実施することは不可能です。

中学校名	19年度現在の学級数	最も古い校舎の建築年度 ()内は19年度現在の築経過年数	耐震基準の 新旧
1 城南中学校	9学級	昭和37年度(45年)	旧
2 柿岡中学校	11学級	昭和40年度(42年)	旧
3 有明中学校	8学級	昭和41年度(41年)	旧
4 石岡中学校	16学級	昭和54年度(28年)	旧
5 国府中学校	8学級	昭和58年度(24年)	新
6 園部中学校	9学級	平成3年度(16年)	新
7 八郷南中学校	7学級	平成11年度(8年)	新
8 府中中学校	16学級	平成14年度(5年)	新

小学校名	19年度現在の学級数	最も古い校舎の建築年度 ()内は19年度現在の築経過年数	耐震基準の 新旧
1 東小学校	25学級	昭和35年度(47年)	旧
2 三村小学校	8学級	昭和41年度(41年)	旧
3 石岡小学校	14学級	昭和43年度(39年)	旧
4 府中小学校	18学級	昭和43年度(39年)	旧
5 柿岡小学校	12学級	昭和48年度(34年)	旧
6 北小学校	6学級	昭和49年度(33年)	旧
7 南小学校	18学級	昭和51年度(31年)	旧
8 東成井小学校	6学級	昭和51年度(31年)	旧
9 杉並小学校	20学級	昭和53年度(29年)	旧
10 吉生小学校	6学級	昭和53年度(29年)	旧
11 高浜小学校	7学級	昭和54年度(28年)	旧
12 瓦会小学校	7学級	昭和54年度(28年)	旧
13 園部小学校	10学級	昭和55年度(27年)	旧
14 林小学校	8学級	昭和56年度(26年)	旧
15 小幡小学校	7学級	昭和59年度(23年)	新
16 関川小学校	6学級	昭和60年度(22年)	新
17 恋瀬小学校	7学級	昭和61年度(21年)	新
18 葦穂小学校	7学級	平成5年度(14年)	新
19 小桜小学校	7学級	平成6年度(13年)	新

※この表は、耐震強度の順ではありません。また、各学校の耐震強度の順は、築経過年数の順と必ずしも一致するものではありません。



▲ バランダに補強用の鉄骨が入った北小学校の校舎

の理解と協力を得ながら他校との統合も検討すべきと考えます。

③ 柿岡中学校

柿岡中学校は、今後とも生徒数等現状を維持することが見込まれることから、単独での整備が可能です。

しかし、学校の良好な教育環境を確保し、少子化や耐震化などに対応するため関係者の理解と協力を得ながら他校との統合を検討し改築すべきと考えます。

ここで北小学校は、改築で

はなく耐震工事によって対応すべきであるとされ、さらに「他校との統合も検討すべき」と述べられています。

耐震化できるのは 十年間で三校程度か

次に、「結論」の(2)で順次耐震診断を行って進める、とされている耐震化工事ですが、前ページの表の、文部科学省の資料が示す基準で耐震化を図ることは、対象となる学校数から見ても、ほぼ不可能です。では、市が実際に耐震化を

実施できる学校数はどのぐらいなのでしょう。

学校施設整備計画検討委員会は「耐震診断は平成二十年度に今後十年間で整備可能な学校を耐震診断優先順位一覧に従い順次実施します」としています。耐震診断とは、耐震化工事を行う場合に必ず行う検査です。

平成二十年度の市予算案(審査は二月二十七日～三月十九日の第一回定例会で行います)に関する資料を見ると、耐震診断の予算額は二千三百二十六万円で、その予算額から、耐震診断を行う学校数は三校程度と推測されます(詳細は未審査のため不明)。

平成二十年度以降の十年間で三校程度しか耐震化工事を実施しないということは、もし統廃合を実施しなければ、市内小中学校の約十校は耐震化されない状態のまま、築経過年数が四十年を超えることになります。

また、耐震化工事を実施する学校にしても、建築後約四十年～五十年を経過した建物に工事を施して、その後いつたい何年間保つのか、という問題も出てきます。仮にその

先十年間は保つことになるとしても、十年間のために耐震化工事を実施すべきなのか、という新たな議論が必要になることでしょう。市は、耐震診断に先立って「この校舎は、あと×年間は使いたい」という方針を明らかにするべきです。

求められる市長の決断

― 定例会での答弁から ―

しかし、この学校施設整備計画検討委員会の報告も、最初にお伝えした石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会の答申も、一つの考え方に過ぎません。互いに矛盾する点があるとしても、それを統合し、最終的な政策を決定するのは市長です。

それでは、第四回定例会の一般質問において、市長、そして市当局はどのような答弁を行っているのでしょうか。幾つかの答弁を要約して列記すると、次のようになります。

● 北小学校について

市長「北小学校については、これまでの耐震度調査の結果を踏まえ、児童などの安全確

保の観点から早急な改築、あるいは耐震補強工事が必要と認識しています。しかし、今後は北小学校の少子化の進行状況を見据えるとともに、児童、保護者、地域住民の皆さんのご意見などにも配慮しながら、さらなる調整が必要であると考えています」

● 合併特例債事業について

市長「合併特例債等による小中学校整備の予定として、東小、柿岡中と具体に出ていますが、そのとおり進めていきたいということで検討しています」

市長「小中学校の施設整備は基本的に学校施設整備計画検討委員会の報告書を尊重して進めることにしていますが、具体的に取り組むに当たっては、財源的な裏づけも含めて早急に課題を整理し、取り組んでいく方針です」

● 柿岡中学校改築について

副市長「柿岡中改築に際しては、他校との統合については、やはり関係者の理解、協力を得ながら検討すべきと考えています。適正配置等検討委員会の答申書、あるいは学校施設



▲ 柿岡中のクラック補修

整備計画検討委員会の報告書を尊重しながら、さらに協議を進めて行きたいと思っています」
教育次長「柿岡中の整備をスケジュールより早く整備することは可能かという点については、可能だと考えています」

● 学校統廃合について

市長「統廃合は、少子化、または少人数学級等が予測される中で重要な課題になっています。学校施設整備、耐震化への対応とあわせ、関係者、保護者の方、地域の方、議会の皆さんとよく協議を進めていきたいと思っています」
教育長「耐震化、または少子化に伴う学校統廃合などの課題については、今後、財政関係部局とも調整しながら対応して行かなくてはならないと

考えています」

教育長「統廃合に関する学区の見直しについては、今後の児童・生徒数の推移、学校の整備状況、また今後県教育委員会から示される予定の学校統廃合ガイドライン等を踏まえ、必要に応じて検討を加えて行きたいと考えています」

教育長「統廃合に関する学区の見直しですが、それぞれ、地域、学校のご理解、ご協力を得ながら、市全体の流れ、状況を考えながら検討して行きたいと思っています」

● 耐震補強について

教育次長「耐震化工事は、設計コンクリート強度比率を基準に対象とすべき校舎等を決定し、耐震診断順位一覧に基づいて順次耐震診断を行い、工事を進めます。今後十年間で補強、改修可能な学校の耐震診断を二十年度に行い、二十三年度からの整備を検討することになっていきます」

これらを見ると、市当局は耐震化の補強工事については一定の方針を持っているものの（将来的なビジョンは述べ

られていませんが）、校舎の改築や統廃合については明確な方針を持っていないとは思えません。

石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会の答申が出されたのは昨年三月、学校施設整備計画検討委員会の報告が出されたのは昨年十月です。

しかし市は、その後も市民や議会に学校施設についての方向性や考え方を示すことなく、諮問機関（石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会）の答申や内部機関（学校施設整備計画検討委員会）の報告の内容を説明するにとどまっています。私たち市民、議会が聞きたいのは、それらを踏まえた上での、市の政策なのです。

そのような中、市は学校施設整備計画検討委員会の報告どおり、来る二十年度に東小學校改築に向けた実施設計の発注を予定しています。

統廃合の方針を示さないままに進む、東小學校の改築事業

市内小中学校の施設整備の中で最初に着手される東小学



▲ 東小學校の校舎は市内で最も古い

校の改築は、7ページでお伝えしたとおり学校施設整備計画検討委員会の報告書で「今後とも児童数等現状を維持することが見込まれることから、単独で整備が可能」とされています。また、第四回定例会で企画部長が「必要な建築面積を検討いただき、経費削減に努めたい」と答弁していることから、東小學校の新校舎は、現在予測できる範囲の必要最小限の規模になると考えられます。

東小學校は、旧石岡市で改築の基本構想まで策定しながら合併によって中断してしまった経緯があり、かつ、築経過年数も市内で最も長い（四十七年）ことから、何らかの手を打つ必要があるのは当然です。

また、東小學校の十九年度現在の学級数は二十五学級と市内最多で、現状を維持し続けるとするならば、石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会が示した「将来のガイドライン」の適正な学級数（十二〜十八学級）よりも七〜十三学級多い数を持続してゆくこととなります。よって、東小學校が他校を統合する可能性は極めて低いと言いうことができ、単独での改築も可能に思われます。

しかし一方、適正配置等検討委員会答申の視点から見れば、本来、東小學校の七〜十三学級分の児童は他の学区へ移すべきである、ということになります。したがって、これを行わないということは、そのぶん他の小學校の児童数は少なくなり、さらには学校統廃合を実施した後の他小學校の学区も、通学に不便な、おかしな形態になってしまう可能性があります。

また一方、東小學校の新校舎建築後、適正配置等検討委員会答申にしたがって同校児童の一部を他の学区へ振り分けた場合、東小學校新校舎は七〜十三学級分の余裕教室を

抱えることになり、その分の市の投資は無駄なものになりかねません。

さらに別な可能性として、学区の区割りを抜本的に見直し、新しい校舎の規模に合わせた、まったく新しい東小学区をつくることも考えられます。しかしこの場合も、新校舎の規模は二十五学級程度と

多いため、他の小学校の学区、学級数に影響を及ぼしますし、また、「その新学区内において、現在の東小学校の位置が本当に最適なのか」という問題も生じるかも知れません。しかし、「東小学校の校舎は新しい」という理由で(別な学校の方が児童の通学上最適な位置にあったとしても)、学校の位置が決まってしまうことも、大いに考えられることです。

そして、このことは耐震診断の対象校についても同じことが言えるかも知れません。数百万円もかけて耐震診断を行った後に統廃合の対象にすれば、耐震診断に要したお金は前向きな支出にはならなくなってしまうからです。

東小学校の築経過年数、そして児童の安全を考えれば、整備に向けて一刻の猶予もないのは言うまでもありません。東小学校の保護者の方々が、それを望むのも当然のことです。

耐震診断の対象となる学校にしても、東小学校と同様、何らかの措置が必要なことは論を待ちません。

そうであればこそ、市は、少しでも早く市民と議会に学校施設に関するあらゆる状況を説明し、協議する場を設け、全市民的視点に立つて学校統廃合にかかる政策を立案しなければならぬと考えます。

最も好ましい学校施設の配置のために

学校は、児童・生徒が学ぶ場所であるだけでなく、地域の市民にとっても重要な施設です。また、本市に生まれ育った方であれば、母校への強い愛着もあるでしょう。どの学校も、今までどおり存続し続けるのが私たちにとって最も理想的です。

しかし、市の財政的にも理想的な学習環境確保のためにも学校統廃合が避けられない状況になってしまった以上、

どの学区の児童・生徒、そして市民もが「最も好ましい」と思える結論、少なくとも最大公約数的な結論を得ることが改善の策だと考えます。

学校の統廃合は、その場合の場の状況に応じ、「行き当たりばったり」で決めてよい問題ではありません。

市は、市民や議会に正確な情報をすべて伝え、市が今後改築や耐震化工事を実施して行ける学校数はいくつなのか、その後もメンテナンスを施しながら維持していける学校数はいくつなのかを説明する必要があります。

平成十八年十二月、石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会は市内小中学校の児童・生徒の保護者にアンケートを実施しました。その中で「今後の学校のあり方」として好ましいあり方を伺ったところ、最も多い回答は「学校間の格差をなくし適正な学校規模を確保できるよう、全ての学校を対象に、通学区域の見直しや統廃合を検討すべきである」というものでした(下の表を参照)。

保護者の方々が児童・生徒

の学習環境を主な判断基準として回答したこの結果を踏まえても、市はこの問題を捨て置けないはずです。

市民や議会にきちんとした説明もせず、ただ問題を先送りしては、問題はさらに大きくなり、最終的に取り返しのつかないことになってしまいます。その時に本当に困ることになるのは、私たち市民にほかならないのです。

そして、市からの情報提供を受けた私たち市民と議会とは、市とともに、いったいどの場所に、どの程度の規模の

小中学校を置くべきなのかを考え、話し合うべきだと考えます。

その中においては、必ずしも現在の各学校の位置に縛られず、市内の人口分布、地区別の年齢構成や出生状況などを踏まえた、全市的視点が求められると思います。また、全国的にも事例が増えている小中一貫による教育の充実なども、考える必要が出てくるかも知れません。

その結果を踏まえ、市は統廃合計画と学校施設整備計画を策定し、さらにはスクール

問 「児童・生徒数が減少し学校の小規模化が進んでいます。今後の対応で、あなたの考えに一番近いものはどれですか」

回	答	回答数	構成比
1	現行の学校配置のままでよい	1,591	34.4%
2	通学区域の見直し、一部の小規模校を統合すべき	590	12.7%
3	小規模校を対象に、近隣の学校と統廃合を検討すべき	453	9.8%
4	学校間の格差をなくし適正な学校規模を確保できるよう、全ての学校を対象に、通学区域の見直しや統廃合を検討すべき	1,803	38.9%
5	その他	80	1.7%
6	無回答	113	2.4%
計		4,630	100%

石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会が平成18年12月に実施したアンケートより

バスの運行など、児童・生徒の通学上の利便性を確保しなければならぬでしょう。また一方では、廃校とする学校の跡地利用についても検討しなければなりません。まもなく二十年度を迎え、前述のように東小学校改築へ向けた実施設計、そして耐震化工事に向けた耐震診断が始まろうとしています。

私たち議会は、これらの事業が将来において「あのとき、あの事業をやって良かった」と評価されるよう、市の動向をチェックして行きます。

※新耐震基準 昭和五十三年の宮城県沖地震を機会に見直された設計における新しい基準。建物の変形が大きくなり、壁などの配置も不均衡にならないよう配慮され、大地震に際しても安全が確保されるよう設計されている。阪神淡路大震災においても、この基準による建物は被害が少なかったとされる。

石岡市内小・中学校の状況

(平成19年5月1日現在)

※数字 $\frac{100}{10}$ は、児童・生徒数
学級数





第4回定例会では、一般質問を12月10日～12日の3日間にわたって行いました。以下、今回「一般質問」で市民の意見を代弁した13人の議員の質疑応答を、要約してお伝えします。(議員の質問部分は、すべて本人が要約し、原稿を作成しています)。

* 定例会会議録の全文は、[市議会ホームページ](#)(アドレスは最終ページ下欄参照)の会議録検索システムでお読みいただけます。

一般質問

いっばんしつもん

問 県警本部は新聞報道等により「警察署の統廃合等は盛り込まず、夜間態勢を強化する為には、交番・駐在所の再編の方が優先順位が高いと判断した」とあります。私が以前から交番の誘致を推進している訳は、これは勤務体制にある訳です。駐在所と言うのは勤務時間が朝八時三十分から夕方五時十五分までです。しかも一人態勢であります。一〇番通報があった時に、すぐ出動できるのがパトカーを配備されていて二十四時間態勢の交番なのです。しかも、石岡の場合は新設という事で駐在所の廃合は無いとの事です。今石岡市にすぐ良い風が吹いているのかな、と。

そこで担当部長・市長に心意気とハウ・ツーというのか、手段をどの様にするのかお伺



かわむら 川村 良一



▲ 当市の交番は、現在、石岡駅前交番と八郷地区交番の2か所

生活環境部長 (仮称) 東地区交番の進み具合についてお答えします。

平成十五年十月に地区住民の要望を受け、市長、地区の代表者、市議会議員、地元選

東地区への交番設置が 実現に向けて前進 市当局に早期実現への取組みを問う

いしたいと思います。
(要約＝質問者本人)

出県議会議員をもって石岡警察署長、茨城県警本部に要望を実施して以来、毎年、交番設置の要望をしてきたところです。今年も十一月十九日に、市長、副議長、生活環境部で茨城県警本部を訪問し、申請地区の防犯、道路交通の状況等を説明し、一日も早い交番設置を求める要望書を提出してきました。その際に受けた説明によると、当市の東地区は、国道六号千代田・石岡バイパスなどの道路網が整備されつつあり、二〇〇九年度には茨城空港の開港も予定されていること、また、大型ショッピングセンターもあることなどから、「交番が必要な地区」として設置計画の中に入っているとのことでした。設置年は、遅くとも数年のうちには実現するよう努力したいとのことでした。

東地区の交番設置については、実現に大きく近づいたと

感じています。今後は、早期実現のために石岡警察署と一層連携を密にし、東地区交番が一日も早く設置できるよう努めていきたいと考えています。

市長 ただいま部長からも答弁したところですが、十一月十九日に私と副議長、担当部とで茨城県警本部を訪問し、東地区の交番設置に関する要望をしました。その席上、(仮称) 東地区交番についてはすでに設置計画に位置づけられていること、そして、県警本部としても早急に実現できるような努力する、との意向をうかがったところです。市としては、今後も引き続き石岡警察署をはじめ関係機関と連携し、地元住民の皆さまの念願である東地区の交番設置が早期に実現できるよう、より一層努力して行きたいと思っています。

その他の質問項目

- 行政改革に伴う新給食センター等のランニングコストについて
- 介護保険の申請時からサービスを受けるまでに



あきら 昭
せき 関

森林による効果が、個人の収益の時代から公（おおやけ）に拡大しつつある現況を考えると、森林の整備もまた所有者に任せるのではなく、公（こう）が担う時代になったと認識せざるを得ません。

問 現在の石岡市の面積の三割、旧八郷町では、約五割が森林です。今や世界は地球温暖化によって異常気象や海面の上昇等が発生し、多くの困難な問題に直面しております。森林は、地球温暖化の悪玉である二酸化炭素を吸収する自然の浄化装置であるばかりか、林産物の供給、水源の涵養等のみならず、人間生活の文化的、精神的基盤になっております。

一方、森林整備は、殆ど所有者に任されておりますが、全く収益が期待できず、森林は放置されているのが現状です。

まず、県は来年度から環境税の導入を計画しており、石岡市における森林行政のあり方について市長にお伺いします。

次に、石岡市民の農林業振興政策に対する重要性の認識は低く、市は森林再生をどうするかを明確にして、市民に対する啓蒙を図るべきと思うが市の対応を伺います。

最後に、林業振興に尽くしている「つくばね森林組合」に対する支援について伺います。
（要約＝質問者本人）

経済部長 森林行政に対する市民の関心の高揚策についてですが、現在、緑の募金、そ

して緑の少年団育成支援事業を実施しているところです。

緑の募金は、石岡市緑化推進協議会が主体となり、募金活動を通じて学校、職場、企業等に緑化運動の啓蒙・普及を行っています。また、緑の少年団育成支援事業は、財団法人茨城県緑化推進機構と市が補助している事業ですが、これは次代を担う子どもたちが森林での学習活動や地域での社会奉仕活動などを通じ、自然と人、社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもたちの自主的な団体です。当市では市内十四校で活動しています。今後は、緑の募金活動のさらなる推進と緑の少年団の強

化・拡大を図り、かつ、森林が地球温暖化防止に果たす役割もクローズアップされていますので、市報等を利用して啓蒙・普及活動に努めていきたいと考えています。

次につくばね森林組合への支援策ですが、現在、同組合では自らが事業主体となって流域育成林整備事業に取り組んでおり、今年度は例年の三倍近い面積の森林整備に努めています。この事業は国、県の補助事業で市町村に義務負担はありませんが、事業の公益性を勘案し、当市独自で森林整備を目的とした間伐、枝打ち、下刈りの事業費として一千二十三万九千円（うち一般財源二百九十九万円）を計上しています。また、林道整備費として八千六百万円（うち一般財源四千三百七十万円）を計上し、森林整備を推進しています。また、森林組合の主導事業に対しても補助を行っていますが、森林組合が取り組んでいる事業は公益性が高いこと、県南唯一の木材流通の拠点であること等も踏ま

え、今後とも支援に努めたいと考えています。

市長 森林整備については、市としても森林の持つ役割、またその適正管理は重要であると認識しています。

当市としては、県、そして森林所有者の共同組織であるつくばね森林組合などと連携しつつ、今後の森林整備事業に取り組んで行きたいと考えています。また、ご指摘の森林環境税導入に関する動向も見えていきたいと思っています。また、地域の森林資源整備のため、高性能林業機械の導入とその共同利用を促進し、さらに作業道路など道路網の整備、施業の団地化等に支援を図りたいと思っています。

また森林は、レクリエーション機能なども持っていることから、市民の参画を得ながら、森林整備への支援を図って行きたいと思っています。

その他の質問項目

- 川又地区における残土の処理について
- 市指定有形文化財の保護について

森林は今や公共の

利益をもたらすもの

その整備は公共団体が支援すべきだ



石岡市の森林面積

市の面積: 213.38平方キロメートル
うち森林の面積: 78.10平方キロメートル
(灰色の部分が森林)



いち しば 重 谷 つか 塚 市 長

筑波山への観光客増に伴い道路整備が必要

八郷地区内の県道整備を進めるべき

問 「つくばエクスプレス」

の開通などに伴い、筑波山への観光客が近年増加の傾向にあり、休・祭日には各方面から進入路への混雑が見られ、これらの解消が今後の大きな課題であると茨城新聞の記事に載っていました。そこで、当市内の県道整備について伺いたいと思います。

まず土浦・笠間線ですが、これは今後、市内観光の発展に大きく期待のかかる北関東自動車道へのアクセス道路であり、大増、恋瀬地区の方々も整備を心待ちにしています。現在の進み具合をお聞かせ下さい。

次に月岡・真壁線ですが、この路線は筑波山から石岡に至る大変重要な道路です。しかし、特に一之沢地内は道幅が狭く、急カーブ、または立ち木が道路に覆い被さっている

など、危険な状況となっています。拡幅整備の今後の見通しをお聞かせ願います。

また、笠間・つくば線は、筑波山と市内を結ぶ主要道として、皆さんが昔から筑波山登山に通った道路です。区間の八割程度は整備済みとなっていますが、ここへ来て数年間工事がストップしており、一本の路線としての役割を果たしていない現状です。観光スポットとしてかなりロケーションの良い道路ですし、地区の方々からも強い要望が出ています。この道路の十三塚地内の整備を県等へ要望したいと思うわけですが、お考えを伺います。

(要約＝質問者本人)

都市建設部長 まず、大増地内の県道土浦・笠間線ですが、板敷地区の未整備区間六百四十メートルの改良工事が始まり、現在その完成が待たれていると

ころです。おおむね用地買収は済み、今年度の予定としては、ボーリングによる地質調査のほか、一部について工事に入ると聞いています。

次に、一之沢地内の県道月岡・真壁線については、県がやさと温泉「ゆりの郷」地先のカーブから桜川市方面への約一・四キロメートルの区間を計画しています。危険箇所を優先させて整備していきたいという考え方から、局部改良が進められています。今後も引き続き用地買収に努め、整備を進めていくとこのことでございました。

十三塚地内の県道笠間・つくば線は、一部拡幅工事が行われてからかなりの年月を経過しています。風返峠までの未整備区間は、急傾斜地帯で多額の事業費が想定され、道路整備の予算確保が厳しい状況にあります。市としても出来る限りの協力をしながら、

県に事業の推進をお願いして行きたいと考えています。

議員からご指摘があったとおり、これらの道路は近年の筑波山への観光客増加を考えた、重要であると考えています。市としても、「県道だから」という意識ではなく、県へ積極的に整備の推進をお

願っていていきたいと考えています。

その他の質問項目

●朝日小学校の活用方策



▲土浦・笠間線 (大増地内)



▲月岡・真壁線 (一之沢地内)



▲笠間・つくば線 (十三塚地内)



まさ しま もり まさ
前 島 守 雅

問 自主財源、特に税収の確保についての考え方について。現在、依存財源による行政サービスの維持というのは非常に厳しい状況になってきております。当市における税を初めとする自主財源の確保、このことも新たな収入の確保といったものが見出せない中であって県内においても収納率が非常に低いといった状況と相まって、自主財源の確保といったことは非常に厳しい状況にあることを市長は十分認識されているものと思う。自主財源があれば市民サービスに厚みを加えることができる。自主財源の推移の

企画部長 自主財源の推移の

(要約＝質問者本人)

できるといった自治体独自のサービスによる競争時代に入ってきていると言える。新たな自主財源を求めることが現状において厳しい中ではあり

賦課した税金、公平負担の原則からいってもきちんとした市民の方に納めて頂く、この取組みがまずは大切ではないかと思えます。これが基本であると考えています。そこでお伺いをいたします。第一点目、当

市の自主財源の推移について。第二点目、税の収納対策

について、執行部の考え方について、また現在行っている対策について。第三点目、税

に関する職員の知識・認識のため、全職員に対して、その重要性、コスト意識を再認識

させるための税に関する研修の必要性を感じますが、執行部の考え方について。

見通しとしては、今後の税源移譲もあることから、若干は伸びるのではないかと捉えています。

総務部長 税負担の公正性の観点から、意図的に納税を回避している滞納者には徹底した財産調査、差押処分など適切な法的措置を講じることをまず第一に考えています。

また、処理困難な事案等には十分な時間をかけて調査を実施し、茨城租税債権機構への移管など、多様な法的手段を講じていく考えです。そのような中では、滞納整理全般を通じて納税者の権利、第三者の権利を尊重し、適正手続を遵守していきたいと考えています。

一方、生活に困っている滞納者には、十分な調査・相談をした上で、滞納処分の停止を含む納税の緩和措置を最大限適用していく考え方で進めています。

次に、現在行っている対策ですが、督促状・催告書の送付、電話催告及び納税相談、臨戸訪問、嘱託員による訪問徴収、特別滞納整理、税務課との共同滞納整理、夜間滞納

整理、財産等の調査、納税交渉、差押予告書の送付、差押処分などを実施する一方、納税者に利便性の高いコンビニ収納の導入準備、または口座振替制度の推進等、納税環境の整備を図っています。

また、現在、タイヤロックの準備を進めており、その前段である自動車登録の差押予告書を十人に送付しました。うち二名は差し押さえ前に納付及び納付約束をし、残り八人に対しては、登録差し押さえを実施しています。

次に、職員の研修ですが、今年度から新規採用職員に滞納整理を行わせています。今後は税の概要等の講義を追加したいと考えています。また、管理職を中心とする特別滞納整理に際しては、茨城租税債権管理機構や県税事務所の徴収担当官により、滞納者との交渉術など実践的研修を行い、徴収率向上に取り組んでいきます。

保健福祉部長 介護保険の滞納対策については、職員による休日滞納整理や納付相談による分納誓約などを行い、納付効果を上げています。また、

収納特別対策室と連携し、預貯金、不動産、年金などの差し押さえも行っています。今後も差し押さえ、特別滞納整理などを実施し、収納対策に努めていきます。

市長 市税等の収納率の向上と滞納解消に向けては、税負担の公平性が損なわれないよう、今後とも適正な処理に努め、さらに厳しい方針で取り組んでいきます。

次に税に関する職員の意識改革等についてですが、これは当市の将来を左右する課題だと感じています。厳しい財政状況下において財源確保は最重要課題です。あらゆる努力を傾注し、職員の意識改革に取り組んでいきたいと思

います。

自治体間競争の時代、

財源確保は必須

新財源の確保が難しい中、収納率向上を

その他の質問項目

●行財政改革の取り組み状況と今後の進め方について



ひし ぬま かず ゆき
菱 沼 和 幸

妊婦無料健診の回数増・五歳児健診の推進、一人暮らし高齢者への対応等を問う

問 福祉行政について何点か伺います。

一点目、当市でも十月一日より妊婦無料健診が以前の二回から五回に拡充された事は、少子化の観点から非常に喜ばしいことです。しかし、一人当たりの平均的な健診費用は約十一万七千円と言われており更なる妊婦無料健診の拡充が不可欠であると思いますが、担当部長の所見をお伺いします。

二点目、乳幼児健診は、母子保健法第十二条及び第十三条の規定により市町村が乳幼児に対して行っているわけですが、三歳児健診から就学前健診までの、この時期の開きすぎは、特に近年増加している「発達障害」にとって重要な意味をもっています。発達障害は早期発見・早期治療の開始が重要で、五歳程度にな

ると健診で発見できるので、子ども達を守るため、健診の現況また、五歳児健診の推進についての所見をお伺いします。

三点目、市内の医療体制については、少子化の観点から安心して子どもを産み育てる環境づくりを進める上で、産婦人科医・小児科医の現況について。また、今後の対応施策についてお伺いします。

四点目、一人暮らしの高齢者に対しどのようなサービス事業を展開なされているのか？また、今後の対応施策についてお伺いします。

五点目、過日質問した「ドクターヘリの導入を」県にと要望をお願いしましたが、その後の進捗状況についてお伺いします。
(要約＝質問者本人)

保健福祉部長 まず妊婦無料健診の回数と公費負担の拡充についてですが、窓口である県と協議をしていきたいと考

えています。

五歳児健診の推進については、教育委員会が実施している就学前健診の場合、発達の遅れが見つかっても十分な対応ができないまま就学してしまいう可能性があるため、五歳児健診の実施を関係部局等と十分協議をしていきたいと思っています。

次に当市の医療体制についてですが、現在当市内には産婦人科医が二診療所、小児科は三病院八診療所が設置されています。県は、医師の養成・確保を最重要課題として取り組んでいます。県が具体的な取り組みができていないので、地域内の関係市、関係機関と協議を重ねていきたいと考えています。

四点目の、ひとり暮らしの高齢者についてですが、平成十九年十月末現在、ひとり暮らしの高齢者は市内に八百十二人おられます。高齢者の方

が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を築くため、現在、高齢者等配食サービス事業として昼食の配付、愛の定期便事業として乳製品の配付、緊急通報システム事業として緊急時の消防署への通報を実施しています。また、ボランティアや民生委員の協力により、家に閉じこもりがちな高齢者の方々が一堂に会する「ふれあい食事会」や「ひとり暮らし老人の集い」を開催しています。今後ますます高齢化が進展していく中、一人でも多くの高齢者の方々が老人クラブや健康スポーツ事業などの地域活動に積極的に参加できるように、地域で支え合う体制の充実を図っていき

たいと思っています。

五点目のドクターヘリ導入についてですが、現在、県が緊急医療の機動力向上を目指し、その導入の検討を始めています。今のところ、県南鹿行地域では千葉県内の医療機関が運営するドクターヘリが活躍していますが、そのエリアは病院から五十キロ圏内の県南鹿行の三消防本部管内に限られています。県は、ドクターヘリを独自に導入する

ことで全県をカバーし、特に県北の医療過疎の改善を目指しています。県は、市町村、消防、医療機関関係者による検討会議の中で慎重に議論を進める、としていますので、その状況を踏まえ、市としての対応を考えていきたいと思っています。

市長 妊婦無料健診の重要性は私も認識しているところで。しかし、その回数の拡充には幾つかの問題点、課題等がありますので、それらの調査、整理、検討をし、前向きに取り組んでいきたいと思っています。

またドクターヘリは、医師が搭乗して患者に応急処置を施しながら病院へ搬送できるため、救急患者の生存率アップが期待できます。私もその必要性は十分に認識していますが、県の動向もありますので、今後それらを視野に入れて検討していきたいと考えています。

その他の質問項目

- 防災行政について
- 入札制度について

市民から寄付を受けた道路の整備と 高浜小裏の狭あい道路の 整備を求める



さくら い のぶ ゆき
櫻 井 信 幸



問 市道二五五三号線（研修施設「青峰館」に通じる）の拡幅工事と第二回定例会で質問をした高浜小近くの狭あい道路についてお尋ねします。

市道二五五三号線は約六、七年前に地権者が自らの費用で分筆、掘削工事を概ね完了させ、旧八郷町が無償で寄付を受けたものです。拡幅区間は約二百七十メートルで、そのうち約七十メートルの工事をしたただけで、工事が中断しています。行政側の怠慢と言われても仕

方がありません。工事を再開できないのか。

次に高浜小学校裏の狭あい道路の件ですが、第二回定例会で都市建設部長は道幅が極端に狭く、片側が落ち込んでいてところがあり、地権者の意向を伺うとの答弁でした。その後の進捗についてお尋ねをします。

（要約＝質問者本人）

都市建設部長 市道二五五三号線は、ご指摘のとおり地権

者の方々から寄附が行われ、道路整備に着手した経緯があります。

当初は、要望があつた全路線の用地が確保できると考えて舗装整備に入つたわけですが、一部の用地について提供が得られず、中断している状況です。

しかし、さらに調査をしたところ、現状でも道路幅四メートルは確保できると思われますので、現状での整備



▲ 高浜小裏の市道

を検討していきたくと考えています。

地元の方々には長い間ご不便をおかけいたし、また非常に長くお待ちをいたしました。申し訳ございません。

次に、高浜小学校裏側の狭あい道路の部分についてです。

前回のご質問の後、地元の代表者を通して関係地権者三名の方々に意向を伺いました。その結果、用地協力について同意が得られています。

危険箇所でもあり、早急に調査測量に入り、整備していきたいと考えています。

その他の質問項目

- 鹿島鉄道廃止後の、石岡駅に隣接する民有地（関鉄所有地）についての考え
- 八郷庁舎の利活用について



あきら やまぐち
山 口 晟

問 先日城南中学校のご協力を頂き、青少年を育てる石岡市民の会主催による少年の主張を開催し、七名の素晴らしい発表を聞く事が出来ました。内容は、一年男子の「世界の姿と僕の願い」、女子の「私たちの力で」、二年女子の「親友と呼べる友達」、「友達」。三年男子は「戦争について思ったこと」、「基本的人権と命について」、「ありがとう」と、どの発表も素晴らしい内容でありました。また、城南中では平成十八年・十九年と文部科学省委託事業「児童生徒の心に響く道徳教育の推進事業」の研究発表も行われ、第二十七回中学生人権作文コンクール・コンテストの県大会には、城南中の生徒が最優秀に輝くなど素晴らしい事がございました。このような事を考えます時、現在日本は、政

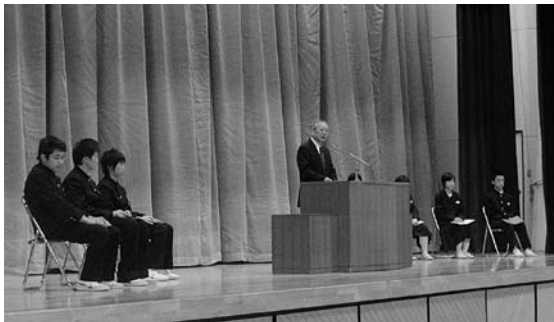
日本の心を取り戻すためにも 石岡から 「人づくり、国づくり」を

治が乱れ、演歌が廃れ、家族制度が破壊されつつあり、今こそ、日本の教育を見直し、日本の心、大和魂を取り戻す為にも、昔国府が置かれた石岡から人づくりをと考えます。つきましては歴史と文化、霞ヶ浦と筑波山の大自然に恵まれた石岡市で年一度「人づくり、国づくり」作文コンクール及び発表会を開催し、多くの市民・県民・国民に石岡市の素晴らしさを認識して頂くとともに日本国の再確認をして頂く事が大事であると思えますが、市長・教育長のお考えをお聞かせ願います。

(要約|質問者本人)

教育長 「人づくり、まちづくり」は、石岡市の産業、福祉、芸術・文化、スポーツ、コミュニティ活動などの分野においてリーダー的な役割を果たす人材を発掘することから始まります。そして、行

政、各種団体、民間などが連携した組織を構成し、市民参画を得た上で、市民主導によって、これからの人づくりはどうしたらよいかを検討し、各種事業を展開しながら、人材育成を図り、人づくりからまちづくりへとつなげていくアクションプログラムの立案、実施が有効であると考えています。



▲城南中で行われた「少年の主張」

次にご提案の作文募集についてですが、私どもでは現在、人づくりの原点である良いコミュニケーションを図るため、あいさつ運動を推進しています。その一環としてオアシス運動(※)の作文も募集していますが、学校や先生方の協力度、ある程度の募集はあるものの、高校生、そして一般の方からの応募は皆無という状況です。作文の募集方法を見直す必要もあるとは思いますが、一般の方々の活字離れが進んでいることを物語っているとも思われます。

そのようなこともありますので、作文コンクール、発表会については、青少年を育てる石岡市民の会主催の少年の主張事業において、今後関係者・各学校のご理解とご協力を得ながら実施校の拡大、内容の充実に努めるなどしていききたいと思っています。

市長 「人づくり、国づくり」は、非常に重要な施策だと認識しています。

いろいろな分野でまちづくりのリーダー的役割を果たす人材が育ってくれることが、よりよいまちづくりにつな

っていくと考えています。

総合計画の中でも位置付けていますが、限られた財源で効果的な行政サービスを行うわけですから、市としても市民の皆さんがいろいろな計画の策定、または事業実施等へ参加できるよう取り組んでいるところなんです。そのような中、いろいろな分野で活躍できる、リーダー的な役割を果たす人材の育成が大切だと思いますので、そのようなことを視野に入れながら取り組んでいきたいと思っています。

ご提案の作文コンクール、発表会等については、現在実施している少年の主張事業の拡充に努めたいと思います。さらに、まちづくり等に優秀な意見を持つ子供たちの育成については、「青少年を育てる石岡市民の会」をはじめ、皆様のご協力を得、ご意見を参考にさせていただきたいと思っています。

※オアシス運動「おはようございます」「ありがとうございます」「すみません」「文字目をつなげてオアシス」と名づけた、あいさつを推進するための運動。



お 野 孝 男
お 岡 の た 孝 男

問 霞ヶ浦・石岡台地用水事業受益地内の休耕地水利費補助金について質問致します。

この補助金は八郷地区の霞ヶ浦・石岡台地用水受益地内の休耕・転作地に対して各用水を使わないことから、払い戻しをしていたものです。補助単価は霞ヶ浦用水が十坪当り三千九百円、石岡台地用水が二千四百円。平成十九年度、この補助金を受けていた方は六百六十五人、対象面積は百九十畝、補助金合計が六百万円です。この補助金が平成二十年予算では全廃されるとのことです。私はこの補助金

がなくなることは問題であると思っています。理由の一つは、休耕・転作地は両用水を一切使用していません。使っていない所からの利用料はいままで通り、返戻すべきであると思うからです。もう一つはこの補助金を廃止すると、二十年度、米の生産調整の達成に悪影響を及ぼすのでは、と懸念するからです。

今年の本市の生産者米価は、六〇〇円当り平均一万二千五百円。この厳しい受給環境を改善するため、国はこれまでに、生産目標数量を減らし、休耕転作を増やす政策をとっていくものと予測されます。このような時期に休耕地水利費補助金をカットすることは理解できません。

(要約＝質問者本人)

経済部長 平成十六年度から始まった米政策改革推進対策では、平成二十二年度にお

米の生産調整に

悪影響を及ぼす

休耕地水利費補助金の廃止は再検討すべきだ



る米作りの本来あるべき姿の実現を目標としており、その具体策についても三か年ごとに内容の見直しが行われているところです。市としても、平成十九年度からの米政策改革推進対策の取り組み指針等を踏まえ、平成十八年度中に平成十九年度からの生産調整に伴う補助金額等について県と調整を進めてきました。その結果、休耕地水利費補助金は平成十九年度まで継続し、平成二十年から廃止すると調整方針が示されたところ

です。平成二十年から廃止するという調整の経過を申しあげますと、合併後、生産調整関

係の補助金を統一するために八郷地区と石岡地区で違いのあるもの、または独自で実施していた補助金を精査し、補助体系を統一していく中で、八郷地区独自で実施してきた休耕地水利費補助金は平成十八年度で廃止との協議がなされていきました。しかし、農家、土地改良区への影響が大きいとの判断から、平成十九年度までは継続することとなったものでございます。

議員のご心配も十分に理解できますが、財政状況も厳しいことから、苦渋の選択をさせていただいたところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

平成二十年以降の生産調整はますます厳しくなってくると思われますが、農家や土地改良区、農協など関係機関のご理解とご協力を得ながら、百歩達成に向けて推進していきます。また今後の生産調整は、石岡市の財政状況が厳しい中、国の米施策を見きわめながら、生産調整を達成するために、ブロックローテーション、団地化を核とした麦、大豆、そばの地域奨励作物に重点を置いた補助体系、

また連作障害等の対策として飼料用稲の栽培などの拡大を図りながら推進していきたいと考えています。

市長 休耕地水利費の補助金は従来どおり交付すべきとのご質問です。

平成二十年以降の休耕地水利費補助金の取り扱い、部長からも答弁申し上げたとおり、事務事業の調整結果を尊重していくべきものと考えているところです。

今後の生産調整の推進については、担当部署でこれからの農業振興方策の中で協議検討をしています。それらの考えを踏まえ、農業振興に取り組んでいきたいと考えています。

その他の質問項目

- 介護保険事業について
- 教育費・小中学校費の学校管理費について



かな い かす のり
金 井 一 憲

地元住民を不安にさせている 合併特例債 北小学校・校舎 改築のゆくえ

市は北小学校のあり方をどう考えているのか

た考えを持っている父兄もいます。

問 北小学校区の住民の方々より校舎改築促進の要望書が提出されたと聞いておりますが、その取り扱いとそれに対する執行部の考え方についてお伺いします。この要望書が提出された理由は、「昨年、念願の本校舎改築が実現し喜んでいたが、いつの間にか中断され、その後、改築されるのかそれとも耐震補強なのか、あるいは他校との統合なのか、はつきりとした説明がないまま現在に至っている」という行政の怠慢により不安になった市民からの声であると考えます。

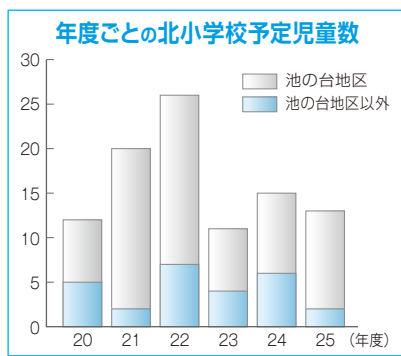
また、最近では、学校存続のための署名運動も始まったと聞いております。しかし、北小学校に通う児童の保護者の中には、やはり他校との統合もやむを得ない、逆にそれを強く望んでいる、そういう

市長 北小学校改築事業は、議員ご承知のとおり合併特例債事業に位置づけされているわけですが、私も、耐震性に関する調査結果や児童等の安全確保の観点から、早急な改築または耐震補強工事が必要だと認識しています。

しかし、今後は北小学校の少子化の進行状況を見据えるとともに、児童、保護者、地域住民の皆さんのご意見などにも配慮しながら、さらなる調整が必要と考えています。

(要約＝質問者本人)

教育次長 北小学校にかかる要望書については、地区の皆さんから「返答は要らない」ということでお預かりしています。教育委員会としては、ご意見を受けとめ、それを尊重しながらと考えています。なお、教育委員会としても、なるべく早い時期に地域の皆さん方に説明をしていきたいと思っています。



北小学校のあゆみ

※北小学校HP「学校概要」から抜粋・要約

明治31年	石岡第一尋常小学校根当分教場として根当11802番地に設立
昭和20年	石岡第二国民学校開校。同校根当分教場となる
22年	石岡第二国民学校が石岡第二小学校となる
24年	石岡第二小学校が府中小学校と改称。同校根当分校となる
27年	大字石岡10949番地（現在地）に移転
29年	市制施行
48年	石岡市立北小学校として創立
49年	新校舎落成式、校旗樹立式、校歌制定、校章改定の記念行事
51年	プール竣工式
53年	体育館竣工式、学校創立80周年記念式典挙行
平成元年	北小PTA、学校給食百周年記念の文部大臣賞を受賞
2年	TBS合唱コンクール東日本大会優秀賞
3年	TBS合唱コンクール東日本大会優秀賞（全校合唱）
4年	TBS合唱コンクール東日本大会審査員特別賞
5年	TBS合唱コンクール東日本大会優秀賞
7年	音楽教育振興賞（顕彰部門）
8年	音楽振興法制定記念講演会（参議院講堂）
10年	学校創立100周年記念式典挙行
11年	TBS合唱コンクール優秀賞
12年	TBS合唱コンクール東日本大会出場（県代表）
13年	TBS合唱コンクール東日本大会出場（県代表）優秀賞
14年	TBS合唱コンクール地区大会最優秀賞・東日本大会優秀賞
15年	TBS合唱コンクール地区大会優良賞
	北小学校創立30周年記念式典挙行
16年	TBS合唱コンクール地区大会最優秀賞・東日本大会出場
17年	TBS合唱コンクール地区大会優秀賞
18年	TBS合唱コンクール地区大会最優秀賞・東日本大会出場
19年	TBS合唱コンクール地区大会優秀賞

その他の質問項目

- 学校施設整備計画検討委員会からの報告書の内容についての評価及びそれに基づく今後の課題について
- 東小学校の改築について
- 柿岡中学校の改築について（仮称）複合文化施設の建設について
- 統合保育所建設について
- 全国学力調査について
- 駅周辺整備の取り組みの現状と今後の見通し



ひろ 尋 徳 増 ち ます とく

出来上がったではないか。この間、社会情勢も当市の状況も大きく変化した。鹿島鉄道が走っていることが前提の構想が策定されている。鹿島鉄道の跡地取得も含め、バリアフリー構想、又、人道跨線橋の耐震調査の結果を基に出来る所から整備すべきである。

(要約＝質問者本人)

都市建設部長 駅周辺整備については現在、警察との協議が整えられるよう、また、駅

問 石岡駅周辺整備については、約二十年間も熟慮に熟慮を重ね、検討がなされていたので、今回は市民が絶賛するような構想が出来上がっているものと思う。平成十四年に市長に就任された当時は大変前向きで、平成十七年には事業化を実施との答弁であったが、今だに未着工である。財源の急激な増収が見込めない現在、一度に全部を整備することは不可能。出来る所から整備を進めるべきである。検討していた二十間に、例えば一年に二億円の整備を実施して来たら四十億円の整備が



▲ 人道跨線橋

未だに未着工の「石岡駅周辺整備事業」

整備可能なところから実施すべきだ

前広場の都市計画変更作業に入る事ができるよう、西口広場整備基本構想策定業務を発注し、交通体系の検討及び機能再配置の作業を進めています。

議員が冒頭におっしゃられたとおり、駅の橋上化構想が策定されてからかなりの年月が費やされています。駅舎前の駐車場では、特に朝などに車両の接触事故も多く、あるいは駐車場の取り合いで騒ぎになっているというのを聞いています。

私もどうしても、出来ることからやることも必要なのかなと、現在思っています。それについても、やはり財源の問題はつきまといます。

今後早急に対応しなければならぬ事例等が具体的にある場合は、その時点で市長、副市長と十分協議し、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

ただし、ご承知のように鹿島鉄道が廃線になり、その跡地や軌道敷等をどうするのかという課題も出てきています。私もとしては、そのような面を考えながら、出来ることから進めていきたい、現



▲ 石岡駅構内の鹿島鉄道跡地

在利用している方々の利便性を少しでも図っていききたいと考えています。

市長 石岡駅周辺整備における長年の課題として、橋上駅ということがあります。橋上駅を整備するという事は、石岡駅の、そして市の顔として、非常に重要なことであると考えます。

議員からは、整備の優先順位を教えてください、工事の優先状況ではないか、というご提案もありました。

市でも財源の問題などを考えた時によく検討する課題になるわけですが、一つのあり方としてバリアフリー対策の

ように早急な対応が必要なのところもあります。具体的には跨線橋の下部構耐震化などが含まれるわけですが、出戻りのないように配慮しつつ、対応できる課題に対処していきたいと思っています。



▲ JR石岡駅

その他の質問項目

- 合併に伴う事務の調整について(税の公平性)
- 一部事務組合(霞台更生施設組合)の再編について
- 人事評価、昇任、昇格について



こまつ みよこ 小松 美代子

八郷町住宅新築

資金等貸付金の未納

今後、どのように解決を図るのか

問 八郷町住宅新築資金等貸付金制度については、昭和五十七年から昭和六十一年までに、七十七件の貸付が行われました。

住宅新築貸付金の償還期間

は、一年据え置き後の二十五年です。平成十八年度末で三億五千万余の収入未済額があります。すでに完済している方も多数ありますが、一方では、昭和五十九年十一月宅地購入貸付金六百五十万円、昭和六十年十月宅地購入貸付金六百五十万円、昭和六十年十一月新築貸付金八百二十万円については、いずれも償還ゼロです。

昭和六十年三月新築貸付金八百二十万円は、平成七年度に六万円返済、昭和五十八年十一月住宅購入貸付金六百五十万円は、昭和五十九年に十

三万円返済、昭和五十九年三月新築貸付金八百二十万円は、昭和五十九年十六万四千円返済、昭和五十八年十月住宅購入貸付金六百五十万円は、昭和五十九年十三万円返済と、いずれも一回しか返済していません。

どうしてこの様なことが二十年余にわたって続いてきたのか、滞納者の滞納状況、生活状況の把握、返済の方法などの様に考えているのか伺います。

また、旧八郷町の町長であった副市長は、このことについてどの様に認識していたのか、今後どの様に解決をはかっているのか伺います。

(要約＝質問者本人)

保健福祉部長 八郷町住宅新築資金等貸付金の調停状況は、平成十八年度末の調査額で三億五千七百七十三万九千百六十五円です。収入済額は

七百五十六万三千五百六十一円、収入未済額は三億五千七万五千六百五円となっています。償還年度の終期は平成二十四年度ですが、滞納額も多く、償還期間内にすべての償還を実現することは難しい状況です。

次に個別の状況ですが、貸付件数七十七件のうち、繰上償還などによって完了しているのが十二件、滞納している件数が七件です。償還は毎年一回行うことになっていますが、滞納している方の各未納回数を申しあげますと、一回から四回が八件、五回から九回が十一件、十回から十四回が十五件、十五回から十九回が十三件、二十回以上が十一件という状況です。

どうしてこのような状態になったかという質問ですが、旧八郷町時代にも貸付を受けている方を訪問して返済を求めるなど行ってきました

(旧) 八郷町住宅資金貸付の概要

種 類	償 還 期 間	貸付限度額	据置期間
住宅新築資金	25年以内	840万円	1年
住宅改修資金	15年以内	510万円	1年
宅地取得資金・建売分譲住宅取得資金(宅地)	25年以内	650万円	1年
建売分譲住宅取得資金(建物)	25年以内	840万円	1年

住宅資金の貸付利率は年利2.8%

ただし、次の場合には償還の猶予、免除が認められる。

- ①災害その他特別の事情により借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるとき。
- ②災害その他借受人の責めに帰することができない理由により借受人が貸付けを受けて新築または改修した住宅が滅失したとき。

が、いまだ返済されていないというのが現状です。今後もし引き続き納入していただければ、よう働きかけていきたいと思っています。

副市長 住宅新築資金等の貸付金については、今後、個別の実態調査に努め、貸付金償還に向け、諸方策を行使し、取り組んでいきます。

その他の質問項目

- 教育委員会所管について
- 建設部所管事業について

小中学校の整備・統廃合や

それに伴う学区等の見直しは
どうなっているのか



しま だ さ と こ
嶋 田 佐 登 子

問 先日石岡市立学校施設整備計画検討委員会の報告書を頂きました。特例償活用事業として三校の校舎改築が予定され、一部事業も進んでいたのが、耐震化優先度調査の結果を待つと言う事で、現在事業がストップされています。そのような中、さまざまな結果の踏まえてこの学校施設の整備のあり方について報告書が出来たと思われれます。報告書の中の結論として、特例償対象事業としての校舎改築は、一、東小学校 二、柿岡中学校の順で期限内に整備しますと示されていますが、今後の計画スケジュールについて答弁願います。

又、教育福祉委員会での柿岡中学校の説明の中、有明中学校との統合がスムーズに進むのであれば、平成二十一年に説明・了解が出れば、二十一年に着手も可能と言っておられます。柿岡中学校の現状は、ご承知のとおり非常に老朽化が激しく、一日でも早い改築を地元の皆様願っています。早く着手が出来るとなれば、理解・協力もして頂けると思うのですが答弁願います。

教育長 スクールバスの利用

見直し・スクールバスの活用も検討しなければならぬと考えますが、それらの計画は？ 合併特例償活用事業は、期限が十年と決められており、担当課においても市長の判断を首を長くして待っています。早急なる判断を市長にお願いします。

（要約＝質問者本人）

教育次長 まず東小学校、柿岡中学校の今後のスケジュール等ですが、東小学校は平成二十年度に実施計画を策定し、二十三年度までに改築を予定しています。柿岡中学校は、合併特例償の期限内に改築を終了する予定ですが、柿岡中の整備をスケジュールより早く整備することは可能かという点については、可能だと考えています。なお、学校施設整備計画検討委員会が述べている北小学校の耐震工事については、合併特例償事業の対象となるための条件もありますので、良好な教育環境を確保するため、地域や関係部署との協議、調整が必要と考えています。

の件ですが、統廃合に伴う小中学校への通学手段については、児童生徒の安全確保の観点から、学区の実態を踏まえ、スクールバス導入の検討が必要であると考えています。

次に統廃合に関する学区の見直しですが、それぞれ、地域、学校のご理解、ご協力を得ながら、市全体の流れ、状況を考えながら検討して行きたいと思っています。

市長 小中学校の施設整備は基本的に学校施設整備計画検討委員会の報告書を尊重して進めることにしていますが、具体的に取り組むに当たっては、財源的な裏づけも含めて早急に課題を整理し、取り組んでいく方針です。



▲ 有明中学校



◀ 柿岡中学校



いけ だ まさ ふみ
池 田 正 文

市民への説明責任を負う行政は

積極的に財政状況の

公開を行うべきだ

問 現在、危機的な未曾有の財政難の時代にあつて、一時の停滞も許されない喫緊の最重要課題である財務行政についてお伺いします。

まず、平成十七年六月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法について、本市の受けとめと今後の対応はどのようなものになるのでしょうか。

また近年、公会計制度の改善が求められており、企業会計の原則を踏まえつつバランスシート等の財務諸表の導入・開示を積極的に行う必要があると思います。これからは国からも改善の要請がなされているわけであります。

ともかく重要なことは、これらの財政状況の公開は、行政がすべての住民に対して、我がまちの財政状況を十分に

説明を尽くしていく責任と義務があるわけです。夕張市の現状を見ればわかるように、市民のだれも知らないうちに財政が破綻させられ、結果として重いつけは市民に払わされたわけですので、そのような意味からも公開について伺います。

次に、石岡市補助金等検討委員会での協議内容についてお伺いします。今回初めて補助金の調査・検討を行ったというところで、一定以上の評価をいたしますが、検討委員会においてどのような議論がなされたのでしょうか。

(要約＝質問者本人)

企画部長 財政健全化法や施行令、施行規則などにより、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに四つの健全化判断比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査

委員の審査に付し、その意見をつけて健全化比率を議会に報告し、かつ公表しなければなりません。法律は平成二十一年四月に施行されますが、

健全化判断比率は十九年度の決算から、算定基礎資料についての監査委員の審査を付し、その意見をつけて議会に報告し、公表する義務が生じます。したがってこの比率は、平成二十年八月後半には議会へ報告する予定です。

次に公会計の改善についてですが、地方公共団体における公会計の整備は、行政改革の重要方針や行政改革推進法、さらには平成十八年八月の総務事務次官通知などで推進を要請されてきました。この通知では、三年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の四表の整備、または四表の作成に必要な情報の開示に取組むよう求めています。

す。また、資産、債務管理において財務書類の作成、活用等を通じ、その情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、資産、債務改革の方向性と具体的な施策を三年以内に策定することとしています。さらに財務書類の作成は、新地方公会計制度研究会報告書などを活用して取組むこととしています。

これらについて当市は、期限の平成二十一年に先んじ、早目の取組みを行って公表して行きたいと考えています。

次に財政状況の公表に関する考え方ですが、地方分権の進展に伴い、行財政運営について市民への説明責任を果たすことがますます重要になります。また、市民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況をより積極的に開示して行くことが求められています。もちろん、当市も自治法に基づく決算や財政状況の公表などの情報開示に努めているところですが、これからは普通会計だけでなく、企業会計、特別会計も含めた、総合的な財政情報について開示が求められます。

地方財政制度は、実態面、制度面の双方で大きな転換期にあると考えます。そして、これらの変化は、いずれも地方自治体に対して従来以上に自律的で責任ある財政運営を求めていると言えます。地方財政制度は複雑で分かりにくく、また諸制度の内容も地方分権の進展に応じて大きく転換することが予想されます。

このため、より客観的で分かりやすい指標を活用した財政状況、地方財政の仕組み、今後の方向性等を市民に公開していく必要が高まっていると認識しています。

最後に補助金等検討委員会の協議内容ですが、委員会は、各補助金等の考え方、成果、効果等の調査を行った上、委員間で協議し、一定の方向性を示しました。検討に際しては、公益性、有効性、妥当性の三つの視点に基づき、公平、公正に審査することを基本的としましたが、検討結果としては、百二十七件の補助金等のうち、継続が八十一件、減額・上限設定が二十二件、終期設定が四件、その他の改善が十五件、廃止が五件となりました。



議案質疑

企画部長 住基カードは、公的な個人認証利用領域に電子証明書と秘密鍵を格納することが出来ます。これを利用して、県は市町村との共同により、インターネットを通じての各種申請、届け出が出来る茨城電子申請届出システムを整備・運営してい

きたいと思っています。(要約＝質疑者本人)

今後住基カードによるサービスを、何時の時点で、どの位のサービスを、どのような形で進めていくつもりなのか、スケジュール等をお示しいただきたいと思っています。

問 私、二〇〇六年六月の定例議会においてもこの問題を取り上げました。その時には担当部長より、「石岡市においていろいろなサービスができるのはわかってはいるけれども、まだ時期尚早」との事でした。この度石岡市では、住基カードの利用を自動交付機により住民票と印鑑証明書の発行をさせる事について、なぜ市は四十二項目中の内二項目だけなのか、もっと付加価値を高め利用者を増すべきではないのか。

るわけです。当市では、市町村が扱い可能な五十九項目中四十二項目の利用が行え、サービスの一部は住民基本台帳カードの公的個人認証利用領域を利用しているところです。

総務部長 今回の条例の制定に伴い、

住基カードを利用して国税の電子申告ができることとなります。市に電子証明書を申請して資格取得すれば、税務署に申告ができ、また平成十九年または二十年のいずれか一回、所得税額から五千円が控除されます。

この内容については、十二月十五日号の市報でお知らせしています。

副市長 今後、関係部局で検討し、

住基カードの普及を図っていく考えではありますが、今のところ住基カードによるサービスそのものを拡大する予定はありません。

住民基本台帳カードの付加価値を高め もっと利用者を増やすべき



かわむらりょういち
川村良一

議案 石岡市住民基本台帳カード利用条例

旧朝日小の利活用について 地元の意見をどのように 聴取したのか



せき 関
あきら 昭

議案 一般会計補正予算

問 (一) 商工費「グリーンツーリズム運営経費」の内、旧朝日小の改修費用について具体的にどのような改修工事を実施するのか、また二十年度以降の計画についても伺います。

(二) 旧朝日小の跡地の利活用については、昨年の企画委員会や検討委員会を立ち上げ、そこで検討する

と云っております。検討結果は公表されておりませんが、提示された二月八日付の検討結果には、地域の活性化、跡地(施設を含む)の維持管理そして体育館の活用等については明示されておらず、単に施設利用の行事等の羅列に終わっている。このような状況において、なしくずしにグリーンツーリズム計画、また「トカイナカ・いしおか」が進められていることについて伺います。

(三) 同じ企画委員会において、検討委員会では地元の意見を十分に聞いて結果を出したいと言っておりますが、いつ、どのような形で地元の意見を聴取したのかを伺います。

(要約＝質疑者本人)

経済部長 十九年度の旧朝日小改修は、校舎裏西側のトイレ改修を行う予定です。二十年度は現況を残す形での外壁改修、建具の改修と塗装、給排水設備の改修、空調設備の設置を考えています。

副市長 旧朝日小の活用については、公共施設等活用調査検討委員会と同幹事会で検討をしてきました。その結果、三つの活用案を市長に報告したところですが、そのような経過の中でグリーンツーリズムによる活用となっています。

地元のご意見を聞く点については、具体的事業内容の検討において地区代表者の意見をいただく形で進めており、現在進行中の「トカイナカ・いしおかプロジェクト」でも、地元区長全員に事業概要を説明し、委員としてご意見をいただいているところです。また、現在予定している朝日小学校利活用検討委員会にも、同様に参加を願う考えです。



国保税の年金からの天引き、福祉はいつたいどこへ行くのか



こまつ みよこ
小松美代子

問 国保あるいは介護保険が毎年のように変わり、追いついていくのが大変というのが実際のところですか。

その様な中で、平成二十年四月一日から老齢年金の給付を受けている六十五歳以上七十四歳以下の国民健康保険の被保険者の方に対して、国民健康保険税を特別徴収という方法で徴収するというのが、今回の条例の制定です。特別徴収というのは、介護保険同様に年金から、今度は国保税も引かれるわけです。月額一万五千元、年額十八万円という年金受給者の方からも、今度は、国保税と介護保険料を差し引きします。本当に福祉は一体どこに行っているのかと思うような内容ですが、詳細について答弁をお願いします。

また、現場の事務量も、相当増加していると思います。その対応については、どの様に考えているのか伺います。

(要約＝質疑者本人)

保健福祉部長 今回の条例改正は、平成二十年七月から老齢等年金給付の支払いを受けている六十五歳以上

の国保被保険者の世帯主に対して課する国保税を原則特別徴収によるとする改正です。二十年四月からの特別徴収＝年金からの天引きは、介護保険料と同じく老齢年金等の給付額が年額十八万円以上の方を対象とし、介護保険料と一緒に特別徴収をするものです。具体的対象となる方は、介護保険料を特別徴収の方法で徴収されている方のうち、世帯主の国保被保険者全員が六十五歳以上七十五歳未満の世帯の被保険者である世帯主で、老齢年金等の給付額が年額十八万円以上で、かつ介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の二分の一以内の方が対象です。それ以外の方は、現行どおり金融機関等で納めていただくことになります。この特別徴収は、年金受給者の方々の利便性向上と、徴収事務の効率化等を図る目的で改正されたものですが、効率化の中でも事務量が増加していますので、人員配置を担当当局にお願いしていきたいと思っています。

請願・陳情の提出をお考えの方で、より早い結果をお求めの方は 3月17日(月) 午後5時30時までにご提出ください。

請願・陳情※は、市役所開庁日の午前8時30分～午後5時30分の間でしたら、いつでもご提出が可能です。

ただし、受付後直近の定例会で審査できるのは、定例会開会のおよそ2週間前に開催する議会運営委員会の日の前日午後5時30分までに提出された分となります(第1回定例会に先立つ議会運営委員会は、2月13日に終了しました)。

ただし、上記の議会運営委員会の日から、第1回定例会中の議会運営委員会の日(3月18日)の前日までにご提出いただいた請願・陳情については、第1回定例会最終日(3月19日)に本会議で議題とした上、所管の常任委員会等へ審査を付託します。常任委員会等は、6月開会予定の第2回定例会までの間に会議を開いて審査を行い、一定の結論(採択・不採択・継続審査)を出すことになりますので、次

の第2回定例会を待ってご提出いただくよりは、やや早く委員会の結論が出る可能性があります(結論が議会で確定するのは、第2回定例会になります)。

ご提出先

ご提出は、石岡市議会事務局(市役所本庁舎3階)までお願いいたします。請願の場合は郵送でのご提出も可能ですが、陳情を郵送でのご提出いただくと、原則として委員会での審査は行わずに「全議員に配付するのみ」という取扱いとなりますのでご注意ください(事情によってご来庁になれない場合は、議会事務局(23-1111内線310)にご相談ください)。

※請願とは当市議会議員の紹介があるもの、陳情はそれがないものを言います。当市議会では、議会事務局へご持参いただいた陳情は、原則として請願と同様に審査を実施しています。

請願 & 陳情



第4回定例会では、皆さまからご提出いただいた次のような請願・陳情を審査しました。

なお、「審査結果」に示す各語の意味は、次のとおりです。

採 決…請願・陳情に示された願意が妥当で、かつ、実現の可能性も見込める等と判断したもの。
不 採 択…上記以外のもの
継続審査…引き続き次期定例会まで審査するもの。

以前から継続して審査を行ってきた請願・陳情

(各請願・陳情の要旨は、お手数ですが市議会ホームページ「アドレスは最終」下段(枠外)参照)の本紙バックナンバーでご確認ください。

公益通報窓口を外部に設け談合裏金等監視の強化を求める陳情

【付託】 平成十九年

第二回定例会

【要旨】 本紙第十号に掲載

【総務企画委員長報告の要旨】

当委員会は審査に当り、まず本陳情の基礎である公益通報者保護法につき、その制定

に至る経過、対象、効果を明らかにした。

その後、現在までに公益通報窓口を外部に設置している省庁・自治体について市当局に説明を求めたところ、国の機関では内閣官房、内閣府、金融庁、総務省の四府省庁、都道府県では千葉県、神奈川県、静岡県、長野県、京都府、大阪府、徳島県の七府県、市町村では四十七市区町に外部窓口が設置されているとのことだったが、県内市町村では例がないとのことだった。また、県内における規則、要綱等の制定状況については、内部通報の規則を定めているのが七市、外部通報が五市、内部・外部を共通で定めているのが二市とのことだった。

審査において委員からは、「現在外部に窓口を設けている自治体等は、談合や裏金等の問題が生じた後に窓口を設置したものなのか」という質疑、または「公益通報者保護法の趣旨は大いに理解できるが、当市にこのような窓口を設置することが可能か否かを考えた場合、まだ解決すべき問題が多々あるのではないか」という意見が出される一

方、「当市でもかつて地籍業務における境界杭の販売代金

の問題が発生し、市議会は地方自治法第一〇〇条に基づく調査特別委員会を設置した。このような事件を未然に防止するために、本陳情の趣旨そのものは採択すべきではないか」という意見もあった。

以上のような質疑の後、討論においては一人の委員が「これまでいろいろな事件等が起きていゝなかで、本陳情を不採択にするという理由は見出せず、反対する理由もないことから、採択すべきである」という旨の発言を行った。

その後、陳情趣旨に賛成する委員の起立を求めて採決を行ったところ、起立した委員は少数であった。

【審査結果】 不採択

教育予算の拡充を求める請願

紹介議員 岡野孝男

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 本紙第十一号に掲載

【審査結果】 採 択 (当市議会の慣例により、議会運営委員

長による審査経過の報告は省略しているため、結果のみ掲載)

「地域の県立高校の存続と、三十人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出」に関する陳情

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 本紙第十一号に掲載

【経過】 現在、議会運営委員会で継続審査中

公民館類似施設等補修に対する補助費の交付に関する陳情

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 本紙第十一号に掲載

【教育福祉委員長報告の要旨】 本陳情に対し、当委員会はまず第三回定例会中の九月十日に審査を行なった。

はじめに、地区が管理する公民館類似施設等の補修に関する補助の現状について市当局に説明を求めたところ、「すでに『石岡市公民館類似施設

建設費補助金交付要綱」に基づき、地区から申請のあった件に対し補助を実施しているとのことだった。しかし、その要綱には遊具への補助規定はないとのことだった。続いて委員からは、「現在地区で管理している遊具に修繕の必要が生じた場合、市のどの部署が対応するのか」との質疑がなされ、別の委員からは「現在各地区に設置されている遊具の補修等について、さらに調査すべきではないか」との意見が出されるなどしたため、当委員会は本陳情を第四回定例会まで継続して審査することとした。

当委員会は、十月三十一日に再度委員会を開催し、引き続き審査を行なった。



この日の審査に先だって事前調査をしたところ、各地区で管理している遊具は、財団法人自治総合センターなどの補助団体に申請して設置したものや、合併前の社会福祉協議会の補助制度を利用したものの等々さまざまであり、遊具の設置はあくまで地区が自発的、主体的に行ってきたことが明らかにあった。これらを踏まえ、審査においては、はじめに現在の社会福祉協議会で行っている助成事業について説明を求めた。それによると、現在、社会福祉協議会では「子どもの遊び場遊具整備事業助成金交付要項」を設け、市内の各地区で管理する遊具の新設・補修等に要する費用の一部に対し、助成金を交付しているとのことであった。

助成金は、一地区につき、遊具の新設・補修等に要する費用の三分の二（上限十二万円）を交付するもので、敷地の整備、遊具の撤去は補助対象に含まれないとのことであった。

以上の説明により、本陳情が求めている事項中、公民館類似施設の補修に関する部分については、教育委員会の「公

民館類似施設建設費補助金交付要綱」に基づきすでに補助が実施されていること、遊具の修繕に関する部分についても社会福祉協議会の「子どもの遊び場遊具整備事業助成金交付要項」に基づいて補助を受けることが可能な状況であることが確認できた。

当委員会は以上のような審査を踏まえて採決を行なったわけであるが、本陳情については、陳情者が求める補助制度はすでに実施され、願意も達成されていると認められることから、全会一致を以て「採択すべきもの」と決した。

なお、今回の審査を通して当委員会は、これらの補助制度が今後公平かつ有効に活用されていくためにも、市民、あるいは各地区に対し、広く周知徹底を図っていく必要がある、との認識を持ったところである。

【審査結果】採択

道路改良についての陳情

（瓦谷地区）

【付託】平成十九年

第三回定例会

【要旨】 本紙第十一号に掲載
【経過】 現在、都市建設委員会で継続審査中

第四回定例会（昨年十月）で議題とし、委員会へ審査を付託した請願・陳情

高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇〇八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願

紹介議員 小松美代子

【要旨】さまざまな分野で格差と貧困が広がる中、将来に不安を持っている方々が増えている。とりわけ高齢者は税制や医療介護など社会保障制度の度重なる改悪によって怒り心頭である。

こうした中、「後期高齢者医療制度」が二〇〇八年四月から実施される。七十五歳以上の高齢者全員から年間保険料全国平均七万五千円が年金から天引きされ、介護保険料と合わせると月一万円の負担になる。払えない人は保険証

が取り上げられ、ただでさえ病気がちな高齢者は病院にも行けない状況になってしまふ。

私たちは、高齢者がいつでも、どこでも、安心して医療が受けられる制度になるよう願っている。よって、地方自治法第九十九条に基づき、下記事項について政府に対して「意見書」を提出されるよう請願する。

「請願事項」

1 新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
2 七十〜七十四歳の窓口負担の二割への引き上げ（一割から二割）を中止すること。

3 前期高齢者（六十五歳から七十四歳）の国保料の年金天引きを中止すること。

4 医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにつくこと。

【審査結果】採択（当市議会の慣例により、議会運営委員長による審査経過の報告は省略しているため、結果のみ掲載）

産業廃棄物処理施設建設反対に関する陳情

【要旨】 根小屋地区住民は、

民間会社が平成十七年度に廃棄物処理施設を計画した際、これに反対の意思を表明し、当時の八郷町長及び茨城県生活環境部長に建設反対の陳情書を提出して「住民の同意が得られなければ許可しない」旨の回答を得た。しかし今年

度、この建設計画が再浮上している。われわれ根小屋地区住民は、先祖代々受け継いできた農村特有のすばらしい自然環境に悪影響を及ぼす何ものをも受け入れるわけにはいか



▲ 施設計画地の付近

ない。また、子孫に誇れる故郷を残すためにも絶対に容認出来ない。建設計画には、大気汚染、水質汚染、さらには廃棄物運搬車両による交通事故の悪化など、不安材料ばかりが感じられる。

よってわれわれは、産業廃棄物処理施設には絶対反対する強い意志を、全住民、そして林地区等関係者一同の署名簿を添えて陳情する。

【市民経済委員長報告の要旨】

当委員会はず、かつて旧八郷町議会に同趣旨の陳情が提出された際の審査経過、及びその後の計画申請状況等の説明を受けた。

執行部の説明によると、旧八郷町時代に某業者が根小屋地区に廃棄物処理施設の建設計画を立てた際、地元住民は強い反対の意思を表明し、旧八郷町長、旧八郷町議会、茨城県生活環境部長などに陳情を提出したとのことである。

その際、県からは「地元住民の同意が得られなければ許可しない」旨の回答がなされたとのことであった。

委員からは、「最近、八郷地区の風光明媚な場所が騒がしくなっている状況の中、こ

のような問題が起こることは極めて遺憾である。八郷地区の自然は観光資源となり得る可能性が高く、地元住民の気持ちをつくむ上でも陳情を採択すべきである」、「担当所管部は常にアンテナを高くし、このような問題を事前にキャッチしていく必要がある。特に産業廃棄物の問題は複雑なので、今後は十二分な対応を求める」などの意見が出され、その後の採決の結果、本陳情については全会一致で「採択すべきもの」と決した。

【審査結果】 採択（市長に送付し、処理の経過と結果の報告を求める）

スポーツ広場グラウンド改修に関する陳情

【要旨】 私たちは、少年野球

を通して青少年の健全育成及び体躯を向上すべく、日々、スポーツ広場において練習や試合等に精進をしている。

しかし、スポーツ広場は現在グラウンドの凹凸が目立ち、イレギュラーバウンドの多い使用しづらいグラウンド状態になっている。このよう



な環境においては、練習中に子供達が足をくじいたり、怪我をするなどの恐れがある。特に、雨の降った後は水溜りが随所に残り、練習前の私たちの整備では回復が困難なため、当日は使用が不可能になる状況である。市内の他のグラウンドは回復が早く、スポーツ広場は他のグラウンドと比較して非常に劣悪な状況である。

また、スポーツ広場は、私たち少年野球のみならず、社会人フットボールチーム「並木クラブ」や高齢者ゲートボール場としても使用されており、石岡市民のスポーツの交流の場となっている。

スポーツ広場は市民、そし

て地域にとって大切な施設なので、現状を把握した上、グラウンドの土の入れ替えなど早急な改修を願いたく、賛同者の署名を添えて陳情する。

【教育福祉委員長報告の要旨】

今回の審査にあたり、当委員会はまずグラウンドの状況を確認するため、現地調査を実施した。前日に雨が降ったこともあり、調査では水はけの状況も確認したところである。当然、雨量や時間経過によってグラウンドの状態は一様でないことは十分考慮すべきであるが、調査時の状況は、グラウンドは水分を含んだ状態ではあったものの、水たまり等を確認することはできなかった。また、野球で使用する部分、特に守備位置の部分に大きく削れているくぼみ等が認められ、グラウンド整備が行き届いていない状況を確認した。

その後の審査において、はじめに執行部から少年スポーツ広場の現状と管理の状況について説明を求めた。それによると、同広場は面積九千四百九十九平方メートルで、昭和五十五年から使用しており、現在、年額四百二十八万四千円で借地

契約を結んでいるとのことであった。利用者は年々増加してきており、主に地域の少年野球チームやソフトボール、グラウンドゴルフ等に使用されているとの説明がなされた。グラウンドの維持管理については、年九回の草刈りと年三回の除草剤散布を行っており、大きな損傷等があった場合には、随時職員が対応しているとのことであった。

それを受けて委員からは「今後の借地契約の考え方」、または「グラウンドの土を入れ替えた場合の経費」について質疑がなされ、市当局からは「概算で五百万円から一千万円程度の経費がかかるのではないか」との見方が示された。委員からは「経費の妥当性も審査で十分考慮すべき」との意見も出された。また別の委員からは、鉄製のレーキ（トンボ）等の整備器具を補充し、利用者が整備する上で便宜を図ったり、教育委員会所有の整備機械等でグラウンド表層を整地することで改善は図れるのではないかと意見も出された。

このスポーツ広場を誰もが気持ちよく利用できるように

していくためには、常にグラウンド状態を最善に保つことが必要なのは自明であり、当委員会としては、現時点での早急な対策として、土の入れ替えを行なうよりも、整備器具の充実、担当所管による整地等で陳情の願意は達成されるものとの認識を持った。したがって当委員会は、それらを踏まえたうえ、全会一致で「採択すべきもの」と決した。

実施してきたことにより、市場におけるBSEリスクの排除、弱齢牛からのBSEプリオンの発見などにつながり、消費者もこれまで国産牛の安全性を実感することができた。

しかし政府は、米国産牛輸入の環境づくりのため、二〇〇五年八月から、二十か月齢以下の検査を法的には不要とするとした。また本年九月、厚生労働省と農林水産省は各自自治体に対し、二〇〇八年八月以降、若齢牛（二十か月以下）のBSE検査のための予算を支給しないと、さらに自主的にBSE全頭検査を継続したいという自治体に対しても、それを行ってはならないと圧力をかけるがごとき通達を出していることが明らかになった。

「二〇〇八年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める」陳情

【要旨】二〇〇一年九月十日のBSE（牛海綿状脳症）感染牛の確認以来、日本政府はBSE対策の一環として、全国のと畜場でのBSE検査を支援するため二〇〇七年度まで予算措置をとってきた。日本におけるBSE対策は、トレーサビリティ、飼料規制、SRM（特定危険部位）の全頭からの除去とともに全頭のBSEスクリーニング検査を

の慣例により、議会運営委員長による審査経過の報告は省略しているため、結果のみ掲載）

「保険でより良い歯科医療」の実現を求める陳情

【要旨】相次ぐ医療費抑制策で、より良く噛める入れ歯づくりや歯周病の治療・管理が保険診療ではできにくくなっており、その解決のための意見書を国に提出願いたい。

「陳情の理由」

昨今、歯や口腔機能が全身の健康、介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証され、多くの患者・国民は歯科医療における患者負担の軽減と保険給付範囲の拡大を切望している。

しかし、現実の歯科医療は患者・国民の願いに反して、医療費抑制政策で、患者負担が増加し歯科診療を受けることができにくくなっている。また、相次ぐ歯科診療報酬の引き下げで、治療内容も大幅に制限され、二〇〇六年四月

の診療報酬改定では入れ歯を調子よく使えるようにする調整や、歯周病の管理（メンテナンス）などの保険治療に制限が加えられた。

厚生労働省の調査では、十五歳以上七十四歳未満の六割強、八割近い人に歯周病の所見があると報告されており、「入れ歯人口」は二千二百万人（国民の六人に一人）と推計されている。保険で良い歯科医療の実現は患者・国民と歯科医療従事者の共通の願いである。よって、患者負担を増加させることなく、下記事項が実現されるよう、政府に対し「意見書」を提出するよう陳情する。

「政府に要望願いたい事項」

1 保険診療でより良く噛める入れ歯ができるようになること。

保険診療で歯周病の治療・管理が十分にできるようにすること。

そのために、診療報酬その他の財政措置を行うこと。

2 新しい歯科治療技術を速やかに保険適用すること。

【経過】現在、議会運営委員会に継続審査中

安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充を図るため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情

【要旨】

いま、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」と考えている看護師は一割にも届かず、四分の三が「辞めたい」と思っているほどである。医師の勤務実態も深刻で、日本医労連のアンケート調査では八割以上の勤務医が月三回は三十二時間連続勤務を行い、三割を超える医師が「過労死ラインの月八十時間以上」の時間外労働を強いられ、女性医師の六割以上が妊娠時の異常を経験し、五割以上の医師が職場を辞めたいと考えていることも明らかにになった。

茨城県でも、医師・看護師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶たない。こうした危機的な状況を打開すること

は、国民の切実で緊急な願いとなっている。

以上の趣旨から、安全でゆきとどいた医療・看護・介護を実現し、地域医療の拡充を図るため、下記事項につき国に対する意見書を提出願いたい。

【陳情項目】

1 国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月八日以内に夜勤を規制するなど「看護職員確保法」を改正すること。

2 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定すること。

3 社会保障費の削減をやめ、医師・看護師等の大幅増員に必要な財政措置を講じること。

【経過】現在、議会運営委員会で継続審査中

意見書

第四回定例会で可決し、関係機関へ送付した

意見書は、次のとおりです。なお、今回の意見書はすべて、意見書の提出を求める請願・陳情を採決したことに伴うものです。



教育予算の拡充を求める意見書

【提出】議会運営委員会

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

茨城県でも「のびのびばらきつ子プラン」として、小学校一・二学年で、少人数学級やティーム・ティーチングによるきめ細かな指導ができるよう、学級編成の弾力化等

県単独事業を実施しています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が二分の一から三分の一に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があつてはなりません。

日本の教育予算は、GDP

比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられる必要があります。

そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

記

1 きめの細かい教育の実現のために、義務制第八次・高校第七次教職員定数改善計画を実施すること。

2 義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率の二分の一に復元することを含め、制度を堅持すること。

3 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

送付先

財務大臣・文部科学大臣・総務大臣

「二〇〇八年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める」意見書

【提出】 議会運営委員会

二〇〇一年九月十日のBSE（牛海綿状脳症）感染牛の確認以来、日本政府はBSE対策の一環として、全国のと畜場でのBSE検査を支援するため二〇〇七年度まで予算措置をとってきました。日本におけるBSE対策は、トレイサビリティ、飼料規制、SRM（特定危険部位）の全頭からの除去とともに全頭のBSEスクリーニング検査が実施されてきたことによって、市場におけるBSEリスクの排除、弱齢牛からのBSEブリーオンの発見などにつながり、消費者もこれまで国産牛の安全性を実感することができました。

政府は米国産牛輸入の環境づくりのため、二〇〇五年八月から、二十か月齢以下の検査を法的には不要としました。また本年九月には、厚生労働省と農林水産省は各自治体に対し、二〇〇八年八月以降、若齢牛（二十か月以

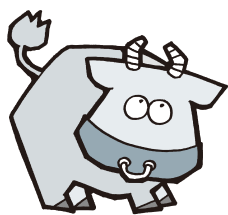
下）のBSE検査のための予算を支給しないとしたばかりか、自主的にBSE全頭検査を継続したいという自治体に対しても、それを行ってほならないと圧力をかけるがことき通達を出していることが明らかにになりました。

しかし、と畜場を管理する全国の自治体は二〇〇五年八月以降も全頭検査を続けており、二〇〇八年度も、山形・宮城両県及び京都府では継続するとしています。

こうした状況を十分に考慮し、茨城県においてもBSE全頭検査体制を継続するよう要請します。

送付先

茨城県知事



高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇〇八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

【提出】 議会運営委員会

政府は、二〇〇八年四月より、七十五歳以上を対象に新たな「後期高齢者医療制度」を実施しようとしています。

同制度は、①これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、七十五歳以上のすべて

の高齢者から保険料（初年度平均月額六千二百円）を徴収する、②月額一万五千元以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする、③保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる、④七十五歳以上を対象にした別建ての診療報酬（医療保険から支払われる医療費）を設定し、高齢者に差別医療を強いるものです。

さらに七十〜七十四歳の窓口負担を一割から二割に引き上げる、六十五〜七十四歳の国保料も年金から天引きする、ことも予定されています。多くの病気を抱えているハイ

リスクの高齢者だけをひとまとめにした別建ての医療制度は、世界に例を見ないものです。すでに二〇〇六年十月より、長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並み所得者の二割から三割負担への引き上げが実施されました。

高齢者の負担増と医療費削減を目的とした医療制度を認めることはできません。

以上の趣旨から、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

記

- 1 新たな後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
- 2 七十〜七十四歳の窓口負担の二割への引き上げ（一割から二割）を中止すること。
- 3 前期高齢者（六十五歳〜七十四歳）の国保料の年金天引きを中止すること。
- 4 医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

送付先

内閣総理大臣・厚生労働大臣

道路整備の推進と財源の確保に関する意見書

【提出】 議会運営委員会

石岡市は、茨城県のほぼ中央、筑波山と霞ヶ浦に代表される豊かな自然と往古からの歴史遺産が数多く存在するなど、魅力的な地域資源に恵まれた人口八万二千人の地方都市で、都心から七十キロメートルに位置し、常磐線や常磐自動車道などの基幹交通のネットワークが整備されており、茨城空港の表玄関口として大きな期待が寄せられています。

また、本市の将来像を「風と時が輝く“和”のまちいしおか」とし、その実現に向けて、魅力あるまちづくりを



進めているところでありま
す。

しかしながら、当市内の道
路は、幅員狭小などの危険箇
所が多く、幹線道路について
は、朝晩の交通渋滞が特に著
しく、市民生活に大きな支障
をきたしています。

これらを解消するためには、
道路の早期整備が不可欠
であり、多くの市民から強く
望まれているところでありま
す。また、道路の維持管理に
おいては、今後、老朽化した
道路、橋梁等が急増し、維持
修繕費の増大が見込まれてい
ます。

このような中、石岡市では、
現在の厳しい財政事情にもか
かわらず、毎年道路特定財源
に加えて多くの一般財源を投
入し、道路整備を行っている
状況であります。

従いまして、国におきまし
ては、市民生活や社会活動を
支える最も基盤となる施設で
ある道路整備の推進を図るた
め、以下の施策を講じられる
よう強く要望するものです。

1 地方が真に必要な道路整
備を行うための道路特定財
源については、現行の税率

水準を維持し、その安定的
確保を図るとともに、地方
公共団体への配分割合を高
めること等により、地方公
共団体における道路整備財
源の充実に努めること。
2 慢性化している国道六号
の渋滞解消を図るため、六
号バイパスの早期整備を促
進すること。

送付先

内閣総理大臣・
国土交通大臣・財務大臣・総
務大臣・衆議院議長・参議院
議長



決議



「決議」に法的根拠はありませんが、議会の意思を明らかにする意味では、とても重要な議決です。この決議は、総務企画委員会が議会へ提出したもので、議会はこれを全会一致で可決しました。

中心市街地の活性化の 推進を求める決議

【提出】総務企画委員会

中心市街地と呼ばれる地域
は、さまざまな都市機能が集
積し、長い歴史の中で文化や
伝統を育み、各種の機能を培
ってきた「まちの顔」である。

しかしながら、近年のモー
タリゼーションの進展、消費
者のライフスタイルの変化等
を背景として、中心部の居住
人口の減少、空き店舗や大型
店の閉鎖をはじめとする商業
環境の変化等などによって
「まちの顔」ともいべき中
心市街地の空洞化が一層進ん
でおり、深刻な状況にある。
そのような状況を踏まえ、
二〇〇六年八月施行された改

正中心市街地活性化法は、少
子高齢化時代にあつて、中心
市街地に買物や医療機関等の
都市機能の集積を目的とした
コンパクトなまちづくりを目
指すものである。

さらに、本年十一月三十日



から施行された改正都市計画
法は、中心市街地活性化法を
補完し、大型店の郊外出店を
制限する内容となっている。

当市においては、各種の計
画が策定され、また、本年策
定した第一次総合計画におい
て「産業の輝くまち」を基本
政策に位置付け、駅周辺整備
やバリアフリー化を進め、市
の玄関口としてふさわしい空
間づくりを行い、まちの活性
化の促進を謳っているもの
の、その進捗は遅々として進
まないのが現状である。

このことは、本年実施した
市民満足度調査においても、
産業の振興に対する満足度が
著しく低いことが証明をして
いる。

さらに、鹿島鉄道跡地につ
いては、駅周辺整備を含めた
石岡市の中心市街地活性化の
核となるものである。その利
活用について、早急に市とし
ての方向を定めていく必要が
ある。

よって、石岡市議会は「石
岡市の顔」として、駅周辺整
備を含めた中心市街地の活性
化施策の推進を強く要望す
る。

以上、決議する。

第4回 定例会 議案の概要と審査結果

* 第4回定例会(12月5日～12月19日)で審議した市長提出議案の概要と結果は次のとおりです *

議案第121号	平成19年度石岡市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,323万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億6,317万8,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、職員等人件費の調整と、収納事務費、介護保険特別会計への繰出金、グリーンツーリズム運営経費、国庫補助道路改良事業、一般市道整備事業(単独)の増など。	
議案第122号	平成19年度石岡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,867万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,296万8,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、職員等人件費の調整と老人保健医療費拠出金、人間ドック健診補助金、国庫負担金返還金の増。	
議案第123号	平成19年度石岡市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,383万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,085万3,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、職員等人件費の調整と流域関連公共下水道整備事業における管渠埋設工事の増、流域関連公共下水道整備事業(補助・雨水)における雨水幹線整備工事の減など。	
議案第124号	平成19年度石岡市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
	歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,749万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,837万円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、職員等人件費の調整と石岡西部地区整備事業の増、恋瀬地区整備事業の減など。	
議案第125号	平成19年度石岡市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,298万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,979万4,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、職員等人件費の調整と施設介護サービス経費、特定入所者介護サービス経費の増など。	
議案第126号	平成19年度石岡市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
	水道事業費用、営業費用にかかる収益的支出の予定額、および職員給与費に、それぞれ27万6,000円を追加しようとするもの。	
議案第127号	湖北水道企業団規約の変更について	原案可決
	平成20年4月から旧石岡市及び旧玉里村の区域を対象に公共下水道及び農業集落排水事業処理施設の使用料徴収事務を湖北水道企業団の共同処理する事務に追加するため、湖北水道企業団規約の変更について協議したいとして提案されたもの。	
議案第128号	新治地方広域事務組合規約の変更について	原案可決
	新治地方広域事務組合で共同処理しているごみの収集に関することについて、平成20年4月1日から組合構成市で実施することに伴い、新治地方広域事務組合規約を変更することについて協議したいとして、提案されたもの。	
議案第129号	石岡市政治倫理条例の一部を改正する条例を制定することについて	原案可決
	政治倫理条例の適用を受ける「公職にある者」として、新たに副市長及び教育長を加えようとするもの(従来は「市長及び市議会議員」)。	
議案第130号	石岡市住民基本台帳カード利用条例を制定することについて	原案可決
	住民基本台帳カードの利用により、印鑑証明書及び住民票の写しの交付を行い、住民サービスの向上を図るため、条例を制定しようとするもの。	
議案第131号	石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて	原案可決
	国家公務員の給与が人事院勧告に伴い改正されたため、これに準じて当市職員の給与の改正をしようとするもの。 【改正要綱】 1 職員の給料月額を若年層に限定し、平均で約0.08%引き上げること。 2 子等の扶養手当の額を「6,000円」から「6,500円」に引き上げること。 3 勤勉手当の支給月額を0.05月引き上げ、年間の勤勉手当支給月数を1.5月とすること。	
議案第132号	石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて	原案可決
	地方税法の改正に伴い、当該条例を改正しようとするもの。 【改正要綱】 平成20年4月1日から、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を原則特別徴収の方法によって徴収するものとする。	

議案第133号	石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行おうとするもの。					原案可決	
議案第134号	石岡市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を制定することについて 石岡市地域包括支援センターをふれあいの里「ひまわりの館」に移転しようとするもの。					原案可決	
議案第135号	土地改良事業計画の概要について 霞ヶ浦用水地区基幹水利施設管理事業計画の概要を定めようとするもの。					原案可決	
議案第136号	市道の認定について 都市計画法に基づく開発行為により築造した道路を市道として受け入れようとするもの。					原案可決	
	路線名	起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	面積(平方メートル)		
	A5646号線	南台四丁目2-4 南台四丁目2-6	6.00	63.06	395.00		
議案第137号	市道の認定について 道路敷として寄附したいとの申出により市道として受け入れようとするもの。					原案可決	
	路線名	起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	面積(平方メートル)		
	B3757号線	小倉字向畑268-21 小倉字向畑1167-21	4.40～4.60	158.10	746.21		
B3758号線	小倉字向畑268-12 小倉字向畑268-17	4.10～4.20	110.60	475.00			
議案第138号	市道の認定について 寄附を受け、市の財産となっている道路を市道として認定しようとするもの。					原案可決	
	路線名	起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	面積(平方メートル)		
	B6707号線	山崎字子ノ神877-27 山崎字子ノ神877-49	4.20～4.40	193.30	875.09		
	B6708号線	山崎字子ノ神877-40 山崎字張間1099-100	5.90～6.00	254.80	1,529.89		
	B6709号線	山崎字子ノ神877-41 山崎字子ノ神877-42	4.20～4.40	62.90	274.51		
	B6710号線	山崎字張間1099-116 山崎字張間1099-44	5.90～6.00	101.50	639.43		
	B6711号線	山崎字張間1099-130 山崎字張間1099-129	4.40～4.50	22.50	106.48		
	B6712号線	山崎字張間1099-124 山崎字張間1099-63	4.40～4.50	259.90	1,176.08		
	B6713号線	山崎字張間1099-60 山崎字張間1099-3	4.20～4.40	278.70	1,234.16		
議案第139号	市道の変更について 合併特例債による道路整備に伴い道路の区域を一部変更しようとするもの。					原案可決	
		路線名	起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)		面積(平方メートル)
	旧	A3367号線	石岡二丁目6-2 石岡二丁目12-11	24.94～25.00	294.21		7,409.60
新	A3367号線	石岡二丁目6-2 石岡13462-18	17.00～25.00	1,500.00	—		
議案第140号	市道の変更について 市道整備に伴い道路の付け替えが生じたため、道路の区域を一部変更しようとするもの。					原案可決	
		路線名	起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)		面積(平方メートル)
	旧	B7530号線	根小屋字元寺1051 根小屋字菩提1070	2.00～3.60	119.30		396.78
新	B7530号線	根小屋字元寺1051 根小屋字菩提1068-4	2.00～5.60	121.10	503.64		
議案第141号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 本市教育委員会委員のうち、1名が平成19年12月19日をもって任期満了となるため、柏木史彦氏(府中3)を任命しようとするもの。					同意	
議案第142号	石岡市及び事務組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて 本市及び事務組合公平委員会委員のうち、1名が平成19年12月19日をもって任期満了となるため、櫻井幸雄氏(小幡)を選任しようとするもの。					同意	
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員9名中1名が、平成20年3月31日をもって任期満了となるため、綿引美恵子氏(片野)を委員の候補者として推薦しようとするもの。					適任	



各常任委員長などが
石岡ハーモニーネットと
懇談



総務企画・市民経済の
両委員会がJA共済連
石岡センターを視察

議会議
アラカルト

水戸の梅大使が

一月二十八日、水戸の梅大

記憶定着の手段とし、さらに情報伝達の媒体としてきまされた。しかし、情報とは実に恐ろしいもので、それがたとええ誤っていても、広く伝わり、皆が信じてしまうことで、真実に代わってしまうことがあります。一方、情報化されなかつたり、または情報がよく伝わらなかつた事象は、やが

て忘却され、初めから存在しなかったものになって行きま
す。そのような意味で、この
「ざかい広報紙」は議会活動
の今をお伝えする役割だけで
なく、(甚だ微力ながら)事
象の存在証明としての情報
化、という役割も担ってきた
と感じています。

第1回

2月27日 水	本会議 開 会
3月 3日 月	本会議 一般質問
3月 4日 火	本会議 一般質問
3月 5日 水	本会議 一般質問
3月 6日 木	本会議 議案質疑
3月 7日 金	予算特別委員会(※傍聴はモニターのみ)
3月10日 月	予算特別委員会(//)
3月11日 火	予算特別委員会(//)
3月12日 水	予算特別委員会(//)
3月13日 木	予算特別委員会(//)
3月14日 金	常任委員会(総務企画・教育福祉 の両委員会)
3月17日 月	常任委員会(市民経済・都市建設 の両委員会)
3月18日 火	議会運営委員会
3月19日 水	本会議 質疑・討論・採決

議会広報紙に関するご意見・ご質問は、石岡市議会事務局まで。 ☎23-1111（内線312） 〒315-8640 茨城県石岡市石岡1-1-1
 ●電子メール ishiokashigikai@muse.ocn.ne.jp ●ホームページ <http://www8.ocn.ne.jp/~ishioka/>